

第3次
新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）
〔令和7年度～令和11年度〕

令和7年 月

目 次

第1部 計画の策定にあたって	1
第1章 計画の概要	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画期間	4
(4) 計画の対象	4
(5) 計画策定の経過	4
第2章 関係法令・制度の動向	5
(1) こども基本法の制定	5
(2) 子ども・子育て支援制度の改正	5
(3) 次世代育成支援対策	6
(4) 児童虐待防止	6
(5) 障がい児支援施策	6
(6) こどもの貧困対策	6
(7) 地域共生社会の実現	6
(8) 雇用・就労関連	6
第3章 新座市のこども・子育て環境の状況	7
(1) 人口・世帯	7
(2) 出生の状況	10
(3) 婚姻・離婚の状況	11
(4) 就労状況	11
(5) 教育・保育事業の利用状況	13
(6) その他の事業の状況	16
(7) アンケート調査の結果概要	19
(8) 教育・保育提供区域ごとの特徴	31
第4章 第2次計画の評価	37
(1) 教育・保育事業	37
(2) 地域子ども・子育て支援事業	39
第5章 第3次計画に向けた考え方	45
(1) 子育てにかかる負担感や不安の軽減	45
(2) すべてのこどもの健やかな育ちを支える体制の強化	45
(3) 多様な保育ニーズに対応した教育・保育事業の推進	46
(4) 地域ぐるみによる子育て支援の推進	46
(5) こどもの権利擁護と意見の尊重	46
(6) 子育てしやすい環境の整備	47
第2部 計画の基本的な考え方	48
第1章 基本理念	49
第2章 基本目標	50

第3章 施策体系	51
第3部 施策の展開	52
基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために	53
基本施策1 こどもの権利の尊重	53
基本施策2 こどもの心身の健康づくりの推進	54
基本施策3 幼児教育・保育の充実	56
基本施策4 きめ細かな学校教育の充実	57
基本施策5 こどもの居場所づくりの推進	59
基本施策6 児童虐待防止対策の強化	61
基本施策7 発達支援・障がい児施策の充実	62
基本施策8 こどもの貧困対策の推進	64
基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長できることを応援するために..	65
基本施策1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援	65
基本施策2 多様な保育サービス・子育て支援の充実	67
基本施策3 子育て相談・家庭教育支援の充実	69
基本施策4 ひとり親支援の充実	71
基本施策5 子育てしやすい環境の整備	72
基本施策6 経済的支援の充実	74
基本目標Ⅲ 地域でこどもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために	75
基本施策1 地域における子育て支援ネットワークづくり	75
基本施策2 多様な体験・交流活動の促進	77
基本施策3 安心して暮らせる環境の整備	78
第4部 量の見込みと確保方策	80
第1章 教育・保育提供区域の設定	81
第2章 こどもの人口推計	82
(1) 市全体の推計	82
(2) 提供区域ごとの推計	83
第3章 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	86
(1) 保育にかかる施設型給付	86
(2) 学校教育にかかる施設型給付	89
第4章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	91
(1) 利用者支援事業	91
(2) 時間外保育事業	92
(3) 放課後児童健全育成事業	93
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	94
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	95
(6) 養育支援訪問事業	95
(7) 地域子育て支援拠点事業	96
(8) 一時預かり事業	97
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	98

(10) ファミリー・サポート・センター事業	98
(11) 妊婦健康診査事業	99
(12) 実費徴収に係る補足給付事業	99
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	100
(14) 妊婦等包括相談支援事業	100
(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	101
(16) 産後ケア事業	102
第5部 計画の推進	103
第1章 計画の推進	104
(1) 推進体制	104
(2) 計画の進捗管理・評価	104

第1部

計画の策定にあたって

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化、コロナ禍における地域活動の停滞、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖、SNSに起因するいじめや犯罪被害の社会問題化、若年層における自殺の深刻化など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、こどもや子育て家庭が抱える悩みや不安も多様化、複雑化してきています。また、全国的な少子化の傾向は歯止めがかからず、こどもの数が減少し続けており、将来の労働力の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。こうした背景を踏まえ、こどもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代のこどもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが引き続き求められています。

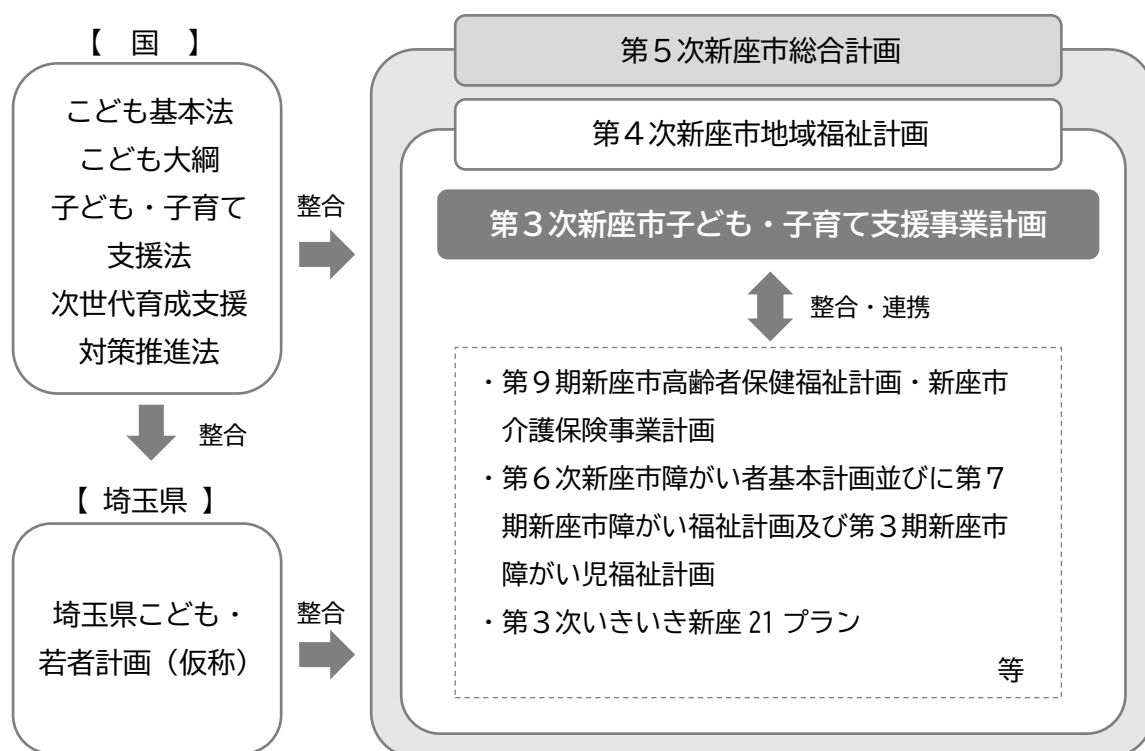
本市では、令和2年度を初年度とする「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念として、まち全体ですべての子育て家庭を「応援」すること、こどもと共に親も成長していくこと、子育て・子育てを応援するための地域づくりを目指し、各種施策・事業を展開してきました。待機児童については、施設整備等を進めてきたことで解消されつつありますが、多様な保育ニーズに対応した体制の整備が求められています。また、子育てにとっても不安や負担を感じている人が一定数おり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な相談支援体制の更なる強化を図っていく必要があります。

この間、我が国では、令和5年に「こども基本法」が施行され、同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」の実現を目指していくこととなりました。また、令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の成立により、「こども家庭センターの設置」及び「地域子育て相談機関」設置の努力義務化や「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「乳幼児等通園支援事業」、「妊婦等包括的相談支援事業」の創設、「産後ケア事業」の子ども・子育て支援事業として位置付け等が行われており、計画的な整備が求められています。

こうした中、第2次計画が令和6年度末で計画期間を満了することから、こども・子育てを取り巻く環境の変化や第2次計画の取組状況を踏まえつつ、引き続き、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「第3次新座市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けられ、これらを一体的に策定します。
- 児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待防止のための施策及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえた施策を包含します。
- 本市市政の最上位計画である「第5次新座市総合計画」や国・県の子ども・子育て支援策の方向性を踏まえるとともに、本市における関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。
- 本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に位置付けるものではありませんが、こども大綱や都道府県こども計画を勘案しながら、「新座市こども計画」の策定に向けた検討を進めます。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢が大きく変化したり、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の対象

本計画の対象は、本市に居住するすべての子ども（18歳未満の児童）及びその保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民とします。

(5) 計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、こどもの保護者、事業者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験を有する方などによって構成する「新座市子ども・子育て会議」で審議しました。

また、子ども・子育て家庭を始めとした市民の意見を反映させるため、ニーズ調査の実施、パブリックコメントを実施しました。

「こども」の表記について

「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第2章 関係法令・制度の動向

(1) こども基本法の制定

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

(2) 子ども・子育て支援制度の改正

「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立しました。主な改正点は下記のとおりです。

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	・ 児童手当の拡充 ・ 妊婦のための支援給付の創設 等
すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	・ 妊婦等包括相談支援事業の創設 ・ こども誰でも通園制度の創設 ・ 産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ ・ ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記 等
共働き・共育での推進	・ 出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・ 自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料免除措置の創設
子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設	
子ども・子育て支援金制度の創設	

(3) 次世代育成支援対策

次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和6年に改正、令和17年3月31日まで延長されました。

(4) 児童虐待防止

令和4年6月に児童福祉法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化
- ・すべての子育て世帯やこどもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の設置の努力義務化
- ・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の創設

(5) 障がい児支援施策

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健全な成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

(6) こどもの貧困対策

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しが行われました。令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称され、その目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

(7) 地域共生社会の実現

令和2年6月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月から施行されています。

【重層的支援体制整備事業の概要】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施

- ・包括的相談支援事業
- ・参加支援事業
- ・地域づくり事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・多機関協働事業

(8) 雇用・就労関連

令和6年5月に育児・介護休業法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置の拡充
- ・育児休業取得状況の公表義務の対象拡大

第3章 新座市のこども・子育て環境の状況

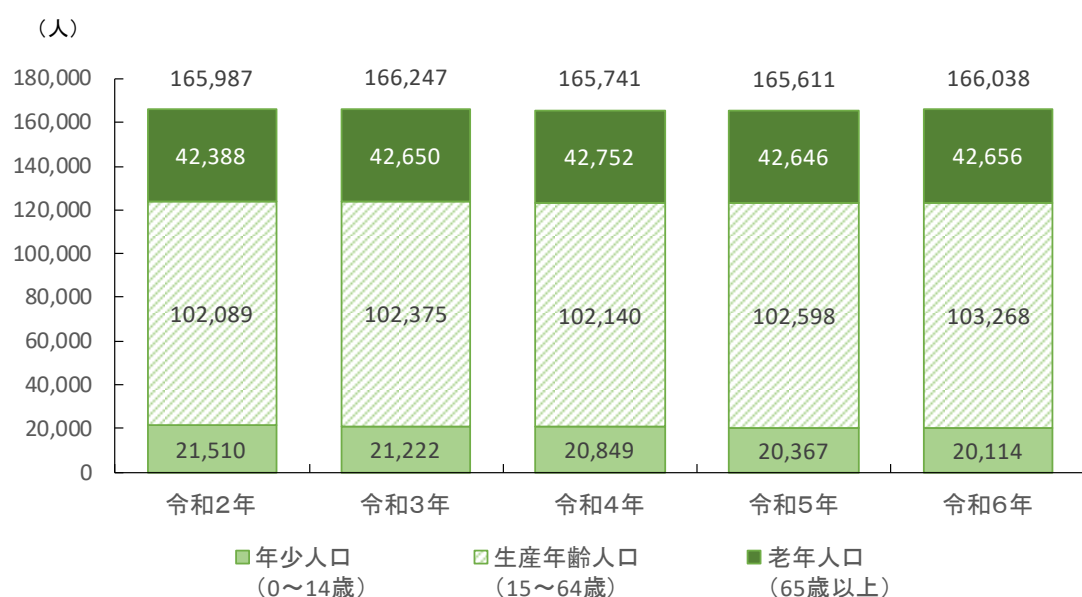
(1) 人口・世帯

① 人口の推移

本市の総人口は、令和2年以降、概ね横ばいで推移していますが、14歳以下の年少人口は減少し続けています。

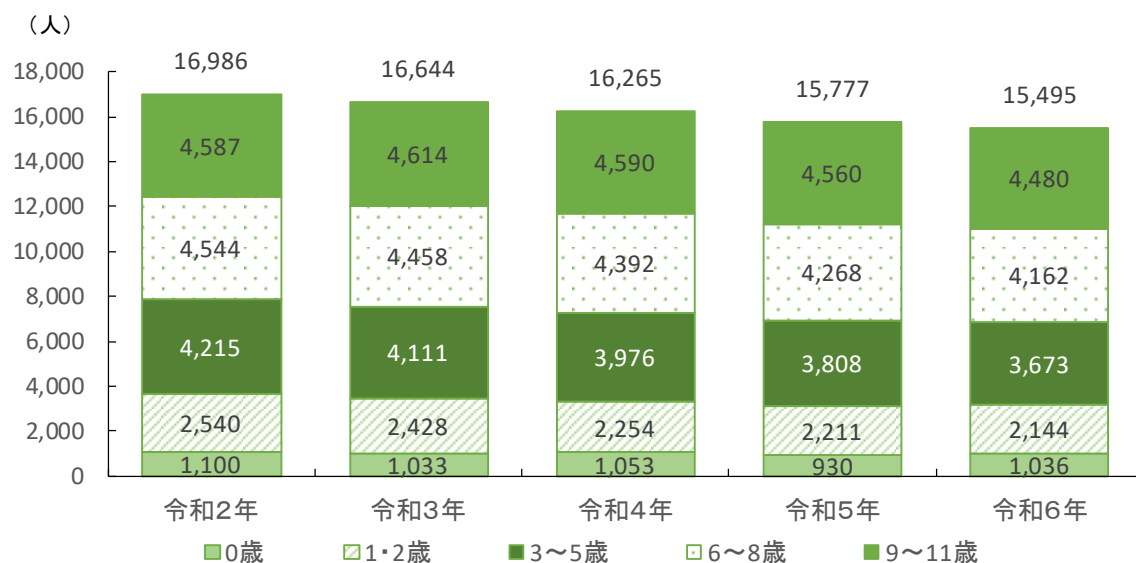
11歳以下のこどもの人口の推移をみると、令和2年の16,986人から令和6年には15,495人と第2次計画期間中で1,491人(8.8%)減少しています。

■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

■こどもの人口の推移



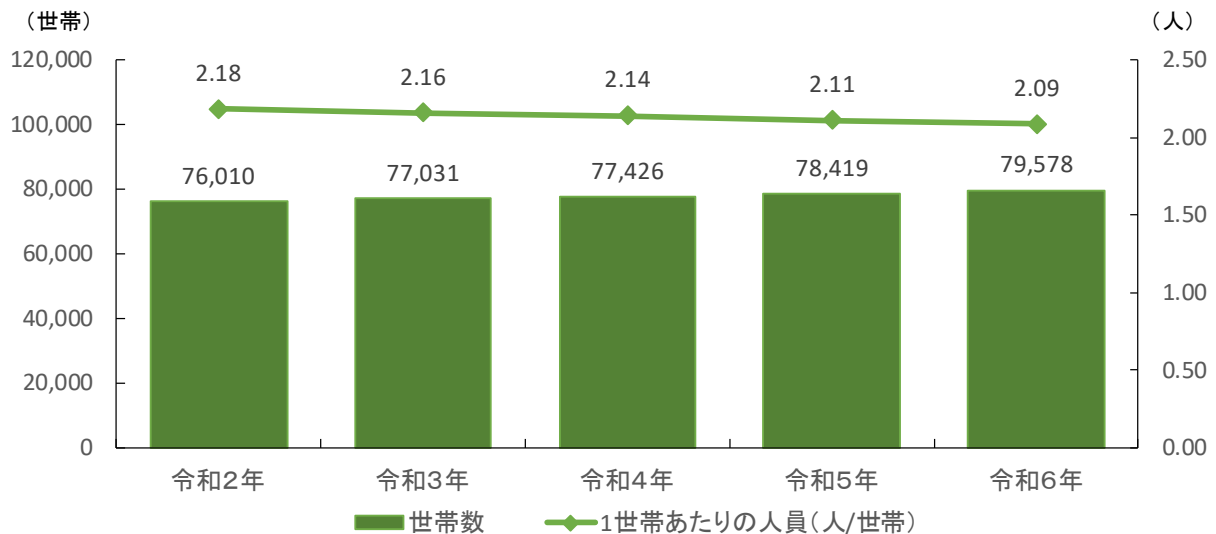
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

② 世帯構成の変化

本市の総世帯数は年々増加しており、令和2年の76,010世帯から令和6年には79,578世帯と第2次計画期間中で3,568世帯（4.7%）増加しています。1世帯あたり人員は年々減少し、令和6年には2.09人となっています。

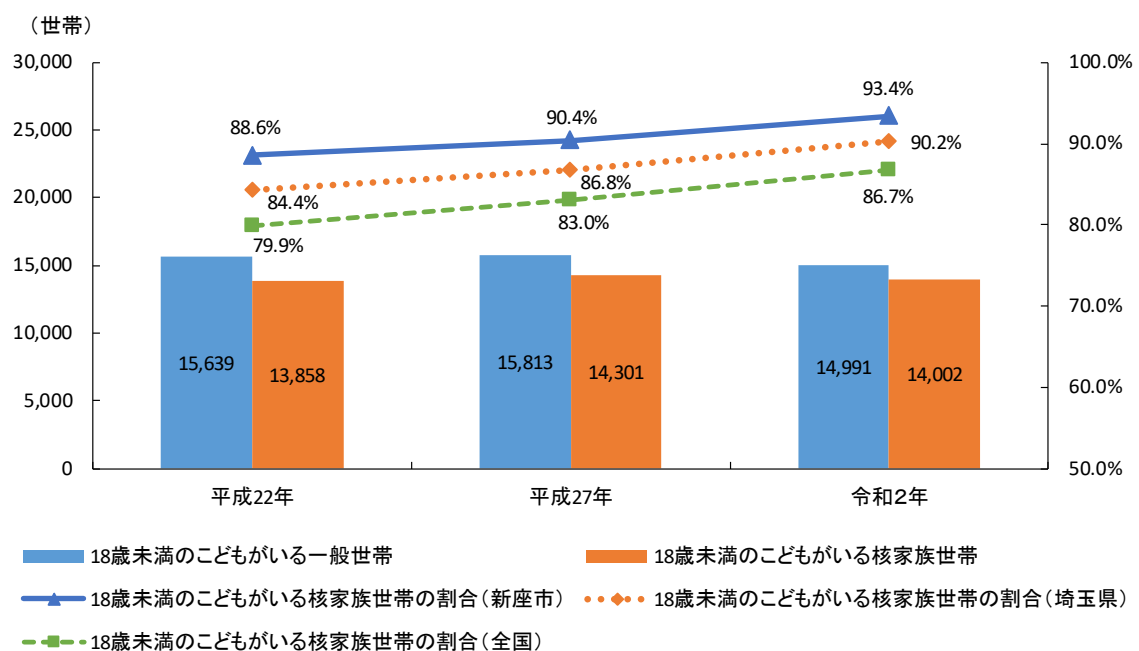
世帯構成の推移をみると、単独世帯が大きく増加し、核家族世帯も増加する一方、3世代世帯が減少しています。また、少子化に伴い、こどもがいる世帯が減少しています。こどものいる世帯のうち、核家族世帯の割合が9割以上となっており、埼玉県や全国と比べても、その割合は高くなっています。

■ 総世帯数及び1世帯あたり人員の推移



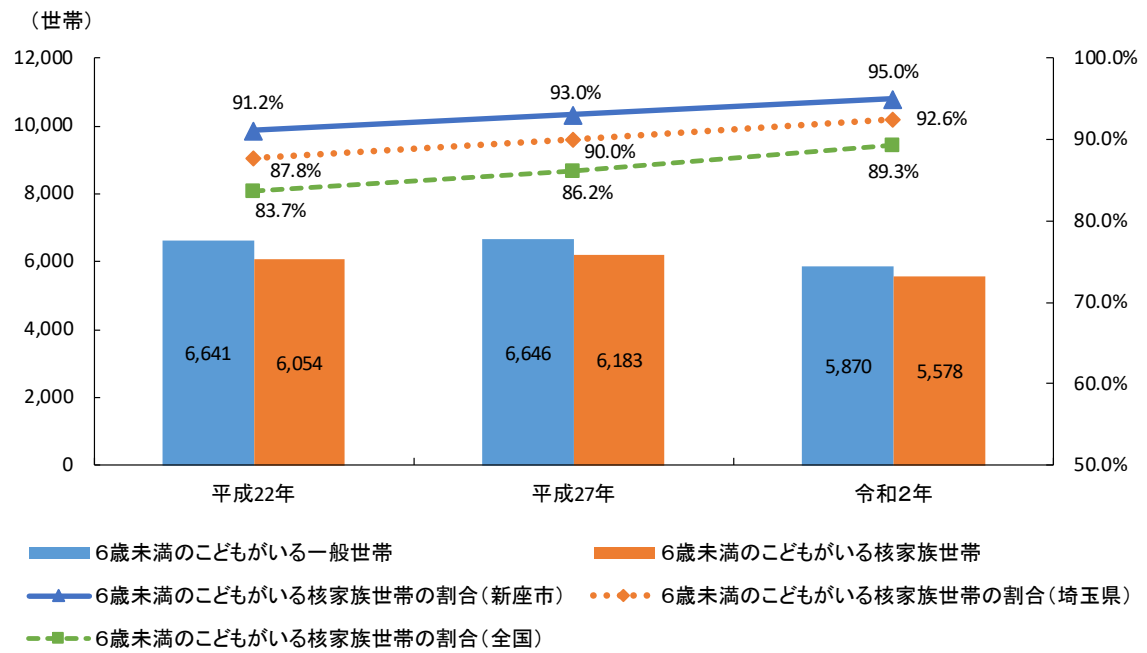
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

■ 18歳未満のこどもがいる世帯の状況



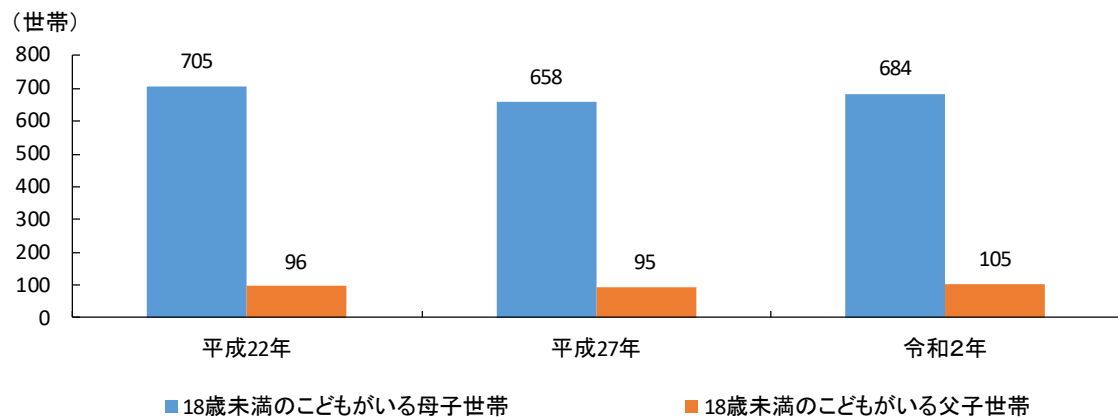
出典：国勢調査

■ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況



出典：国勢調査

■ ひとり親世帯の推移



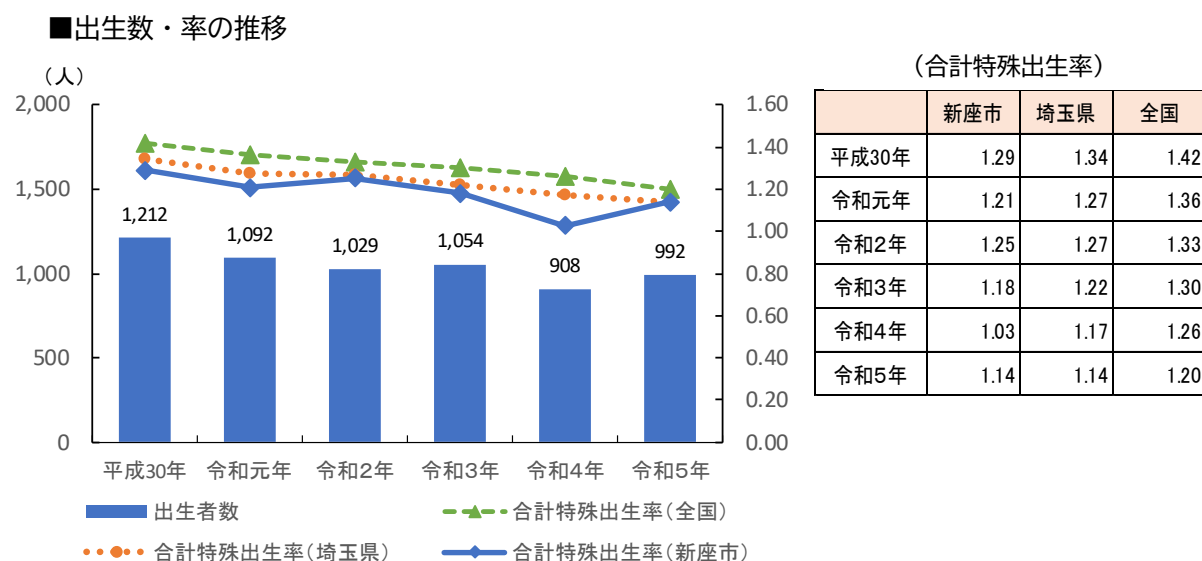
出典：国勢調査

(2) 出生の状況

① 出生数・合計特殊出生率

本市の出生数は減少傾向にあり、平成30年の1,212人から令和5年には992人と5年間で220人(18.2%)減少しています。

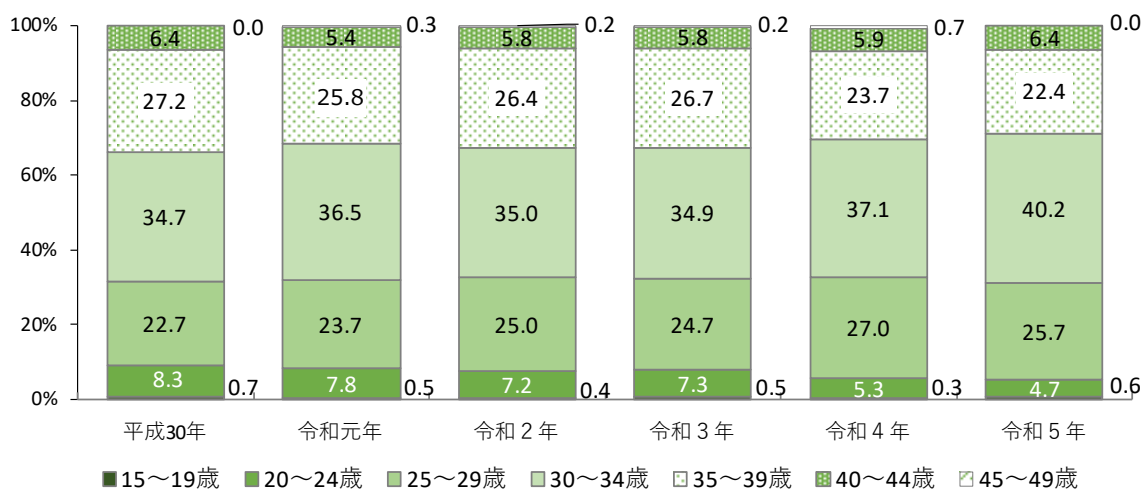
合計特殊出生率も低下傾向にあり、平成30年の1.29から令和5年には1.14まで低下しています。県と比べて低い水準で推移していましたが、令和5年度は県と同程度まで上昇しました。



出典: 埼玉県の人口動態概況、埼玉県の合計特殊出生率

② 母親の年齢(5歳階級別) 出生数・割合

20代前半、30代後半で出産した人の割合が低下し、30代前半で出産した人の割合が増加しています。

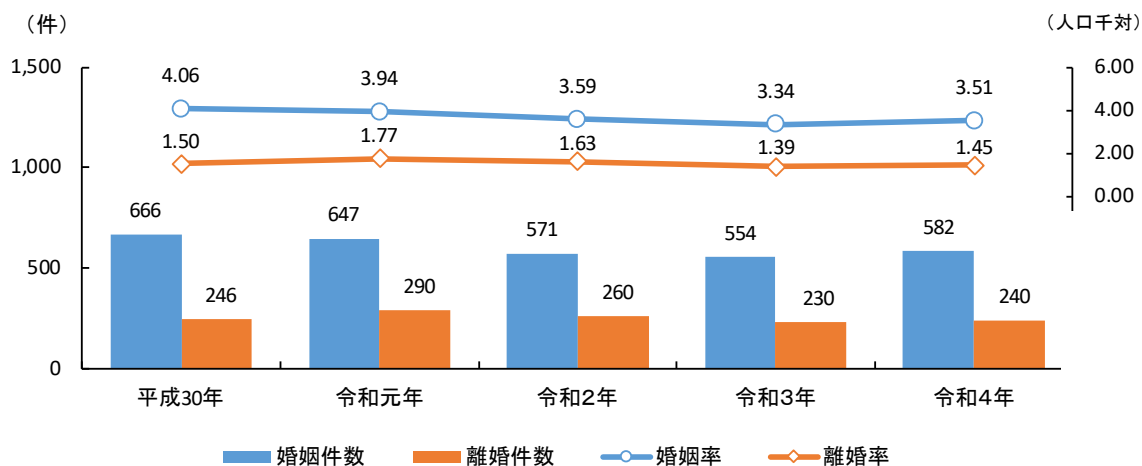


出典: 人口動態統計

(3) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻数、離婚数はともに減少傾向にあります。婚姻率（人口千人あたり婚姻数）と離婚率（人口千人あたり離婚数）も減少傾向がみられます。

■婚姻数・率及び離婚数・率の推移



出典: 埼玉県的人口動態概況

(4) 就労状況

① 産業構造

本市の産業別就業者数の割合をみると、男性の約7割、女性の8割強が第三次産業従事者となっています。

埼玉県や全国と比べると、第三次産業従事者の割合がやや高く、第二次産業従事者の割合がやや低くなっています。

■産業別就業者数・割合の状況（令和2年）

	新座市				埼玉県		全国	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
第一次産業	425	1.0%	276	0.9%	1.6%	1.3%	3.8%	2.9%
第二次産業	11,274	27.5%	3,631	11.2%	29.0%	13.5%	30.7%	13.7%
第三次産業	27,903	68.0%	27,178	83.8%	66.2%	81.6%	62.6%	80.2%

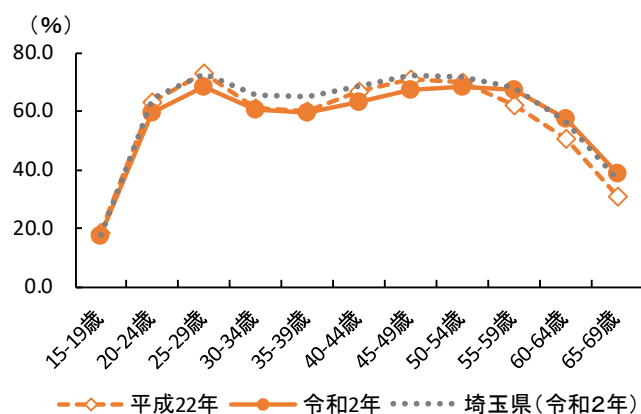
出典：国勢調査

② 女性の就労状況

ここ10年間の女性の年齢別労働力率をみると、30歳代ではほとんど変化がなく、20歳代及び40歳代では低下しています。埼玉県と比べると、30～50歳代で低くなっています。

女性の従業上の地位の推移をみると、「正規職員・従業員」の割合が増加しています。

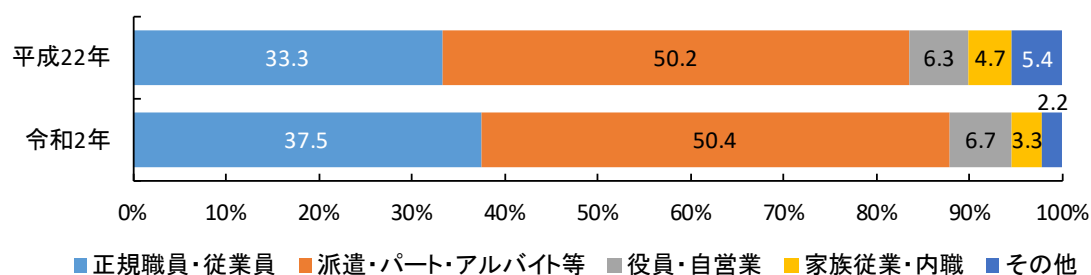
■女性の年齢別労働力率の推移



	平成22年	令和2年	埼玉県 (令和2年)
15-19歳	18.3	17.4	17.4
20-24歳	63.3	59.8	64.4
25-29歳	72.9	68.7	72.9
30-34歳	61.3	60.6	65.7
35-39歳	60.1	59.8	64.9
40-44歳	66.7	63.3	69.0
45-49歳	71.1	67.2	72.1
50-54歳	69.8	68.3	71.7
55-59歳	62.4	67.3	68.4
60-64歳	50.7	57.5	56.9
65-69歳	31.0	38.8	37.0

出典：国勢調査

■女性の従業上の地位の構成比の推移



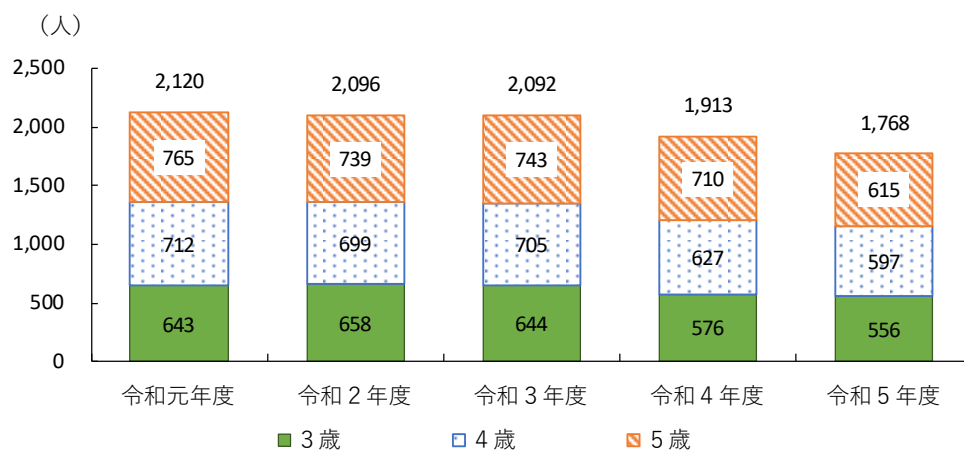
出典：国勢調査

(5) 教育・保育事業の利用状況

① 市内幼稚園児童数

市内幼稚園の在園児数は減少傾向にあり、特に令和4年度以降、大きく減少しています。

■市内幼稚園児童数の推移

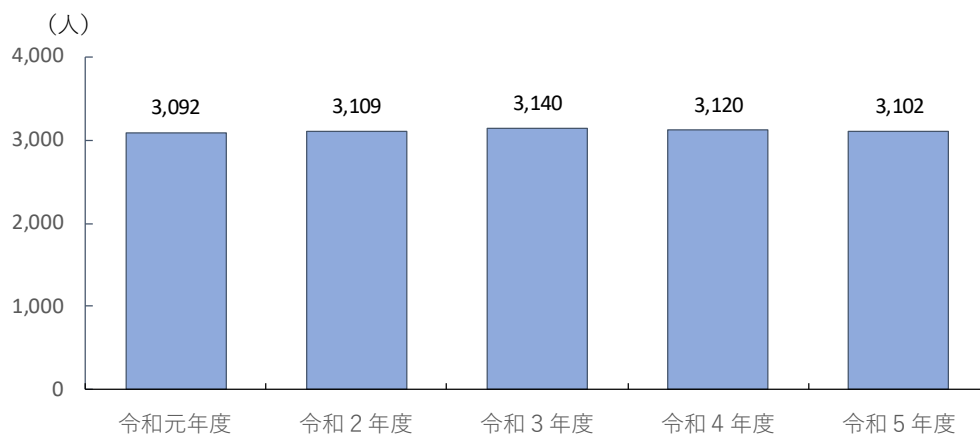


出典：新座市

② 市内保育園児童数

市内保育園の在園児数は、令和3年度まで増加傾向にありましたが、その後、減少に転じています。

■市内保育園児童数の推移

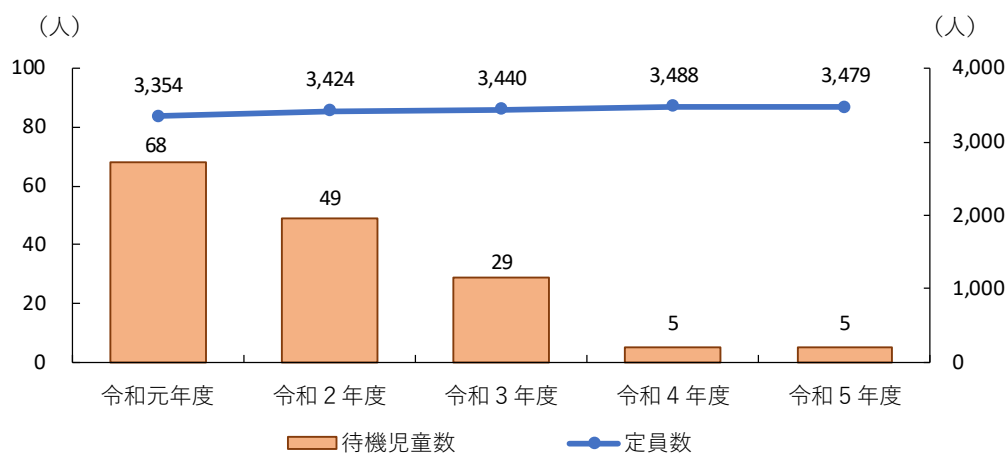


出典：新座市

③ 待機児童数

待機児童数は、年々減少傾向にあります。

■待機児童数の推移

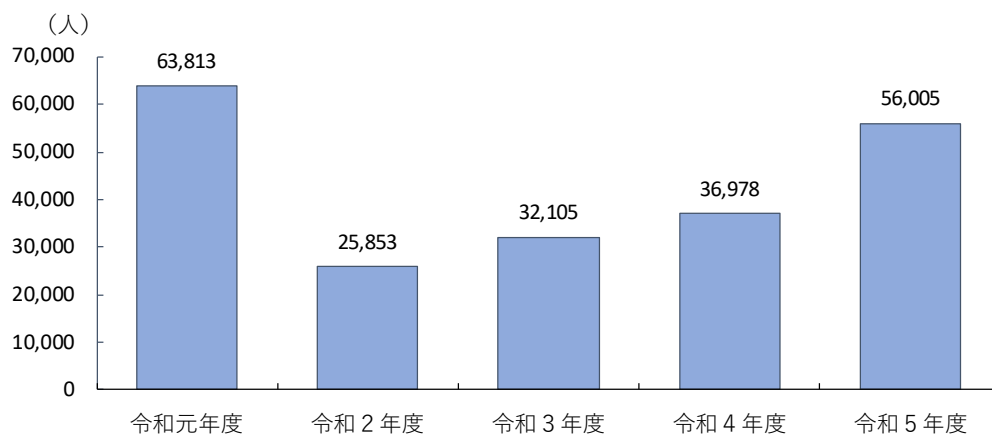


出典：新座市

④ 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）利用者数

地域子育て支援拠点事業の利用者数は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度に大きく減少しましたが、その後は徐々に増加しています。

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）利用者数（年間延べ）の推移

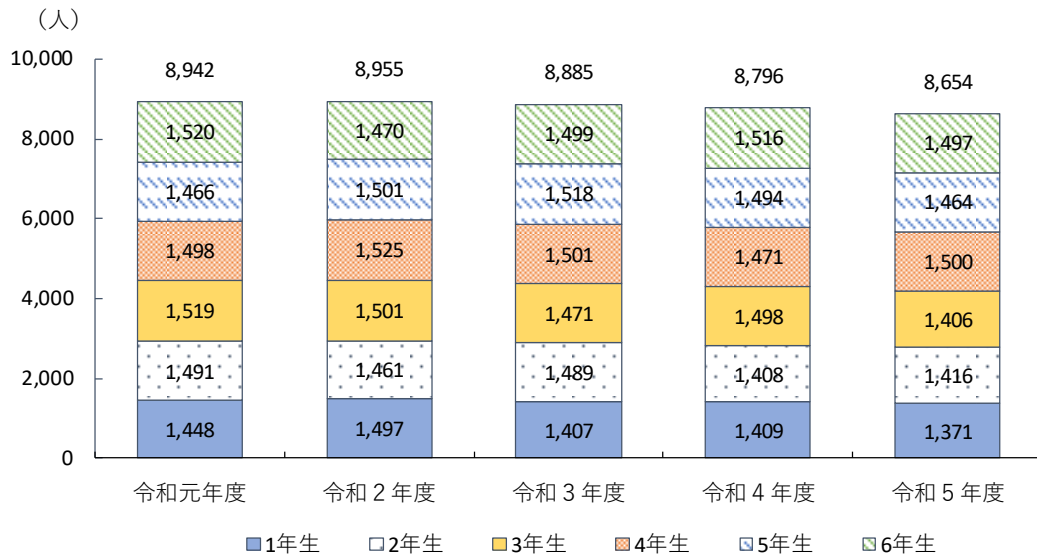


出典：新座市

⑤ 小学校児童数

小学校児童数は、近年減少傾向となっています。

■小学校児童数の推移

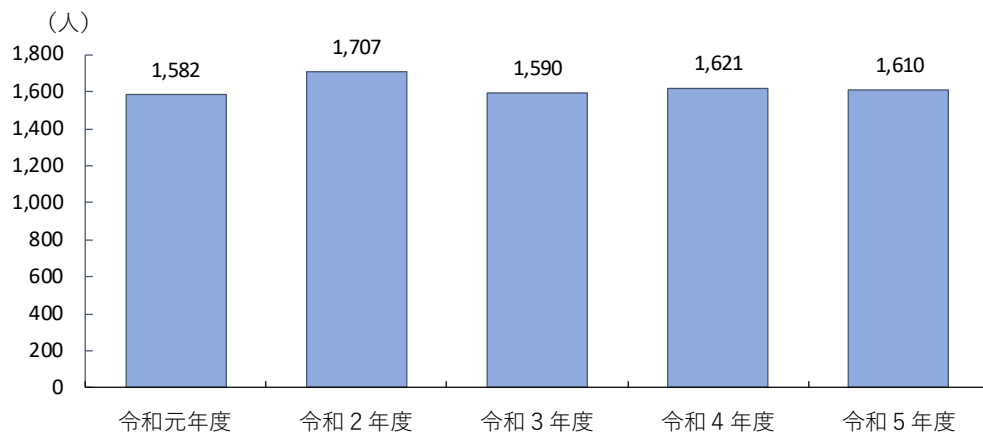


出典：新座市

⑥ 放課後児童保育室利用者数

放課後児童保育室利用者数は、令和3年度以降概ね横ばいで推移しています。

■放課後児童保育室利用者数の推移

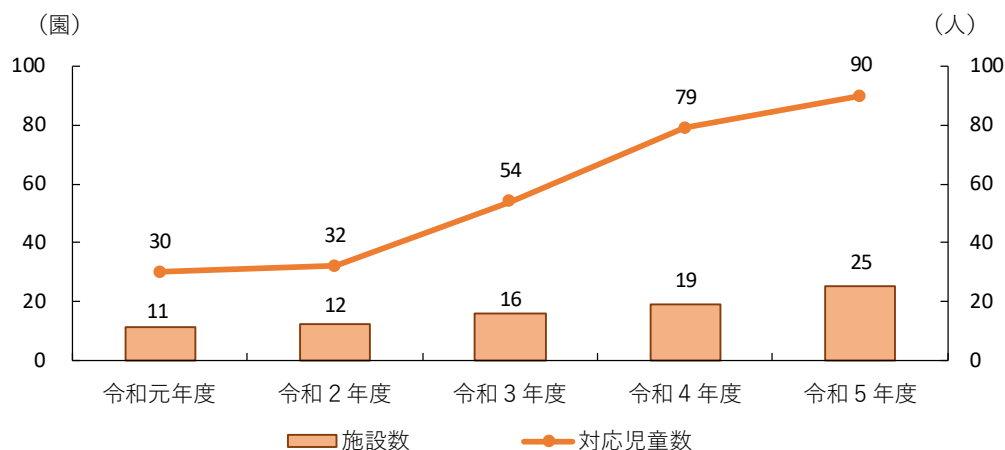


出典：新座市

⑦ 保育士加配をしている施設と保育士を加配して対応した児童数

保育に当たって一定の配慮が必要なこどもに対し、保育士を加配して対応する保育施設は年々増加し、対応児童数も増加しています。

■保育士加配をしている施設と保育士を加配して対応した児童数の推移



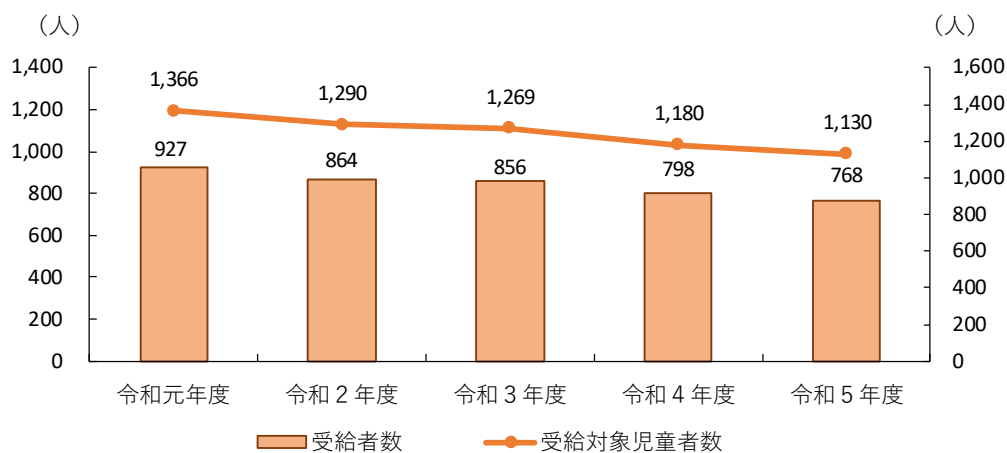
出典：新座市

(6) その他の事業の状況

① 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当とは、父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）に対して支給するものです。受給者数及び受給対象児童数は年々減少しています。

■児童扶養手当受給者数及び受給対象児童数の推移

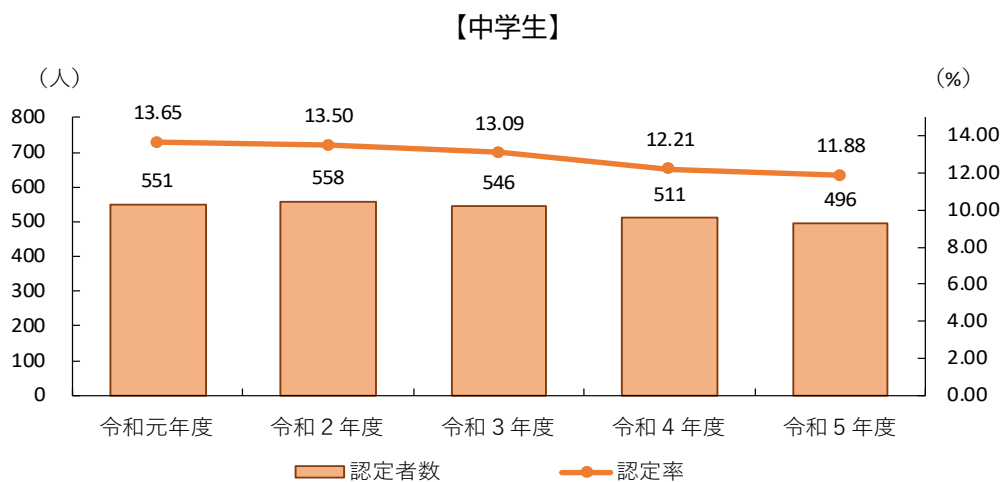
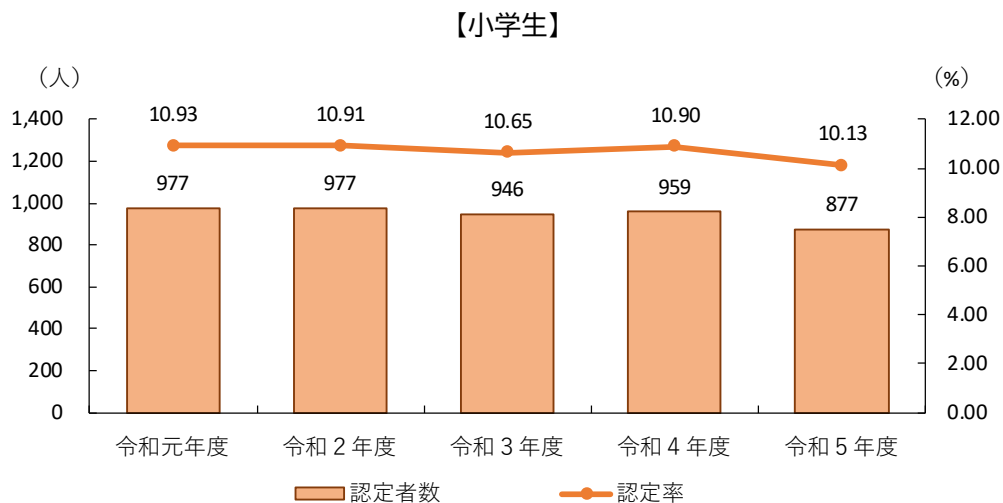


出典：新座市

② 就学援助認定者数

就学援助制度とは、経済的理由により教育の機会が失われないように、学校でかかる経費（学用品、修学旅行費、林間学校費、学校給食費等）を援助する制度です。認定者数は小学生、中学生ともに減少傾向にあり、全児童生徒に対する割合（認定率）も低下傾向にあります。

■就学援助認定者数の推移

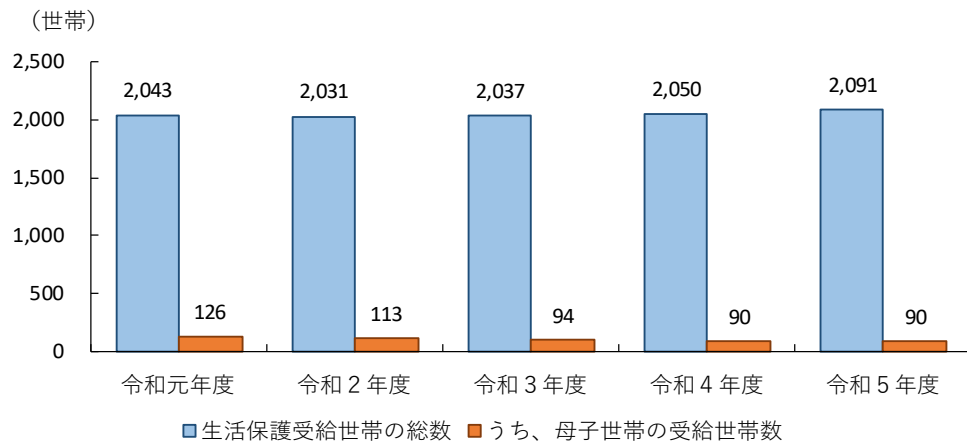


出典：新座市

③ 生活保護受給世帯

生活保護受給世帯は増加傾向にあります、そのうち母子世帯の受給世帯数は減少しています。

■生活保護受給世帯数の推移



出典：新座市

(7) アンケート調査の結果概要

本計画の策定にあたり、子育ての状況や支援ニーズを把握し、子育て支援施策及び教育・保育事業等の量の見込みを検討するための参考とするため、就学前児童保護者及び小学生保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

調査種別	就学前児童保護者	小学生保護者
調査対象	就学前児童の保護者 3,000 名	小学生児童の保護者 1,000 名
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	Web による回答	Web による回答
調査期間	令和 6 年 2 月 13 日～2 月 26 日	令和 6 年 2 月 13 日～2 月 26 日
配 付 数	3,000 票	1,000 票
回 収 数	1,910 票	631 票
無効票※	313 票	70 票
有効票	1,597 票	561 票
有効回収率	53.2%	56.1%

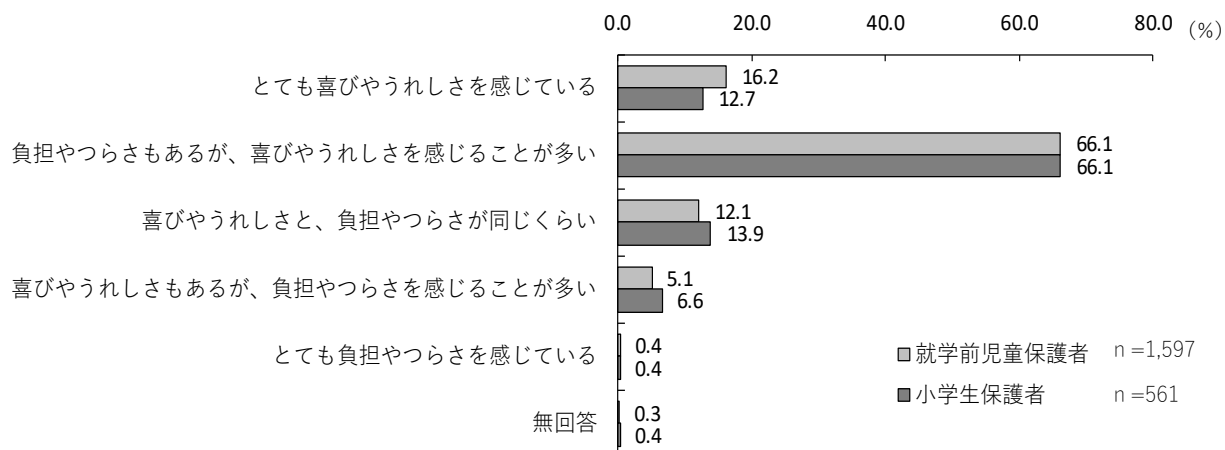
※無効票は、全問無回答または回答途中のものです。

① 子育ての負担感、孤立感

～1 割弱の人が子育てに負担やつらさを多く感じている～

子育てをどのように感じているかについて、「負担やつらさもあるが、喜びやうれしさを感じることが多い」が 6 割半ばで最も高くなっています。「喜びやうれしさもあるが、負担や辛さを感じるが多い」と「とても負担やつらさを感じている」を合わせると、1 割弱の人が負担やつらさを多く感じていると回答しています。

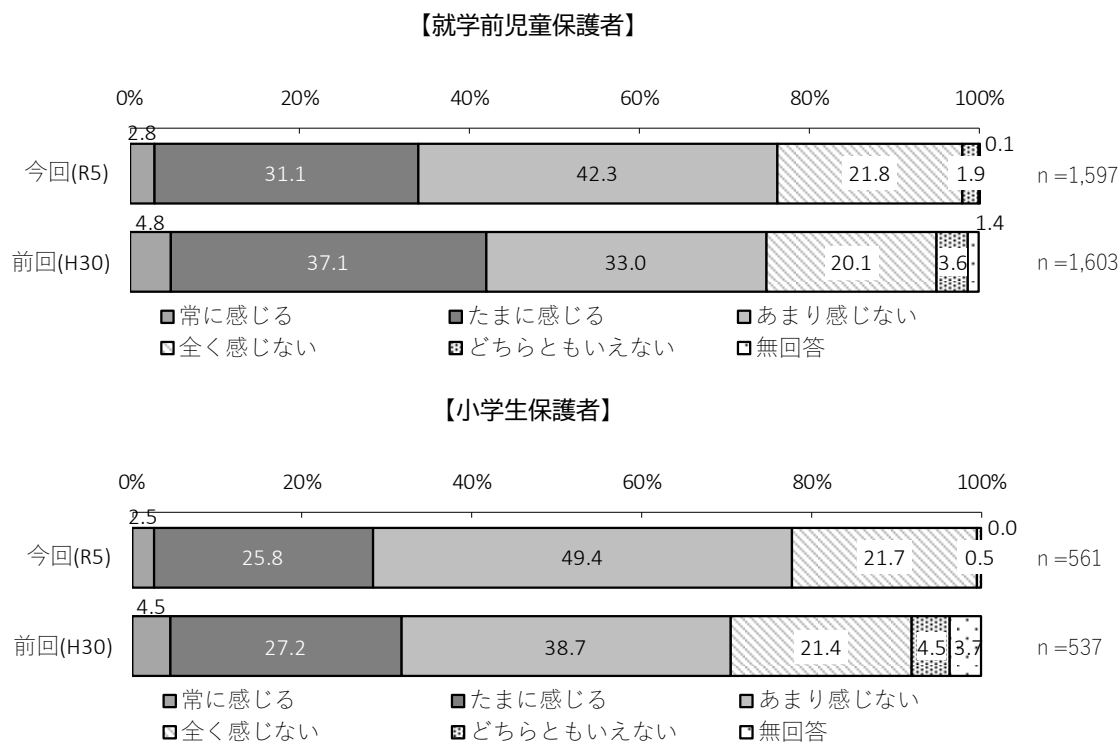
■子育てをどのように感じているか



～約3割の人が子育てで孤立感を感じている～

日頃の子育てで孤立感を感じるかどうかについて、「常を感じる」と「たまを感じる」を合わせると約3割となっています。前回調査と比べると『感じる』人の割合が減少しています。

■日頃の子育てで孤立感を感じるか

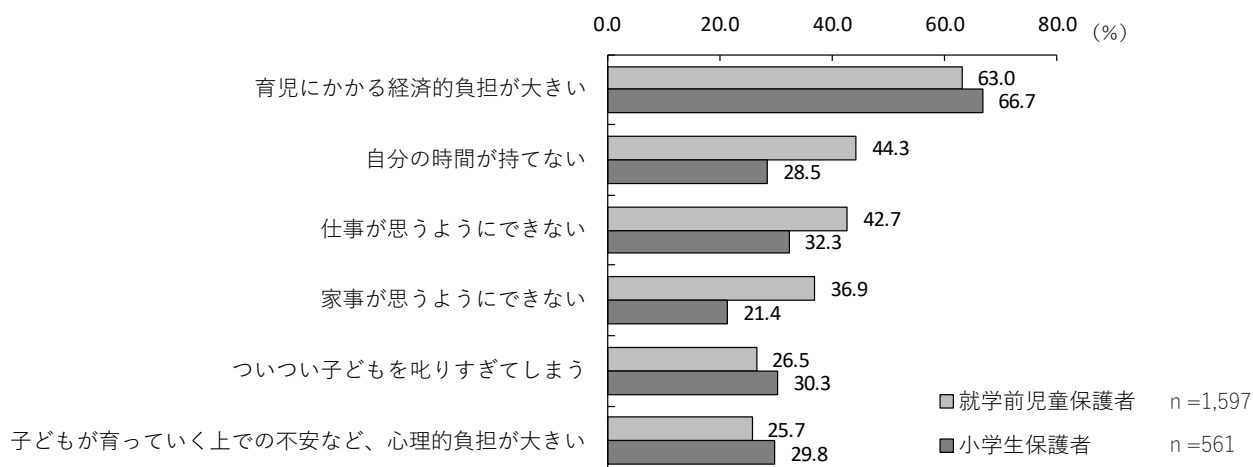


② 子育てに関する負担や悩み

～経済的負担のほか、仕事と子育て、家事等のバランスに負担や悩みを持っている～

子育てにおける負担や悩みについて、「育児にかかる経済的負担が大きい」「自分の時間が持てない」「仕事思うようにできない」等の割合が高くなっています。

■子育てに関する悩みや負担（上位6項目）



～負担感や孤立感が大きい人は、育児への不安や孤立、理解・協力のなさに悩んでいる～

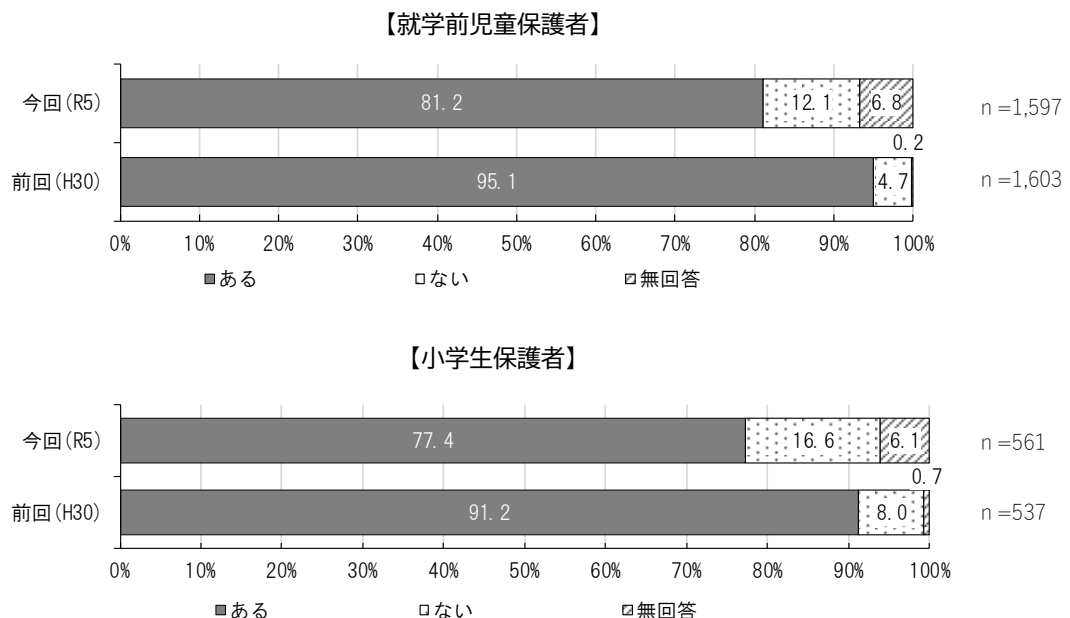
子育ての負担やつらさが大きい人や孤立感を感じている人では、そうでない人に比べて「こどもが自分のいうことを聞かない」「こどもが育っていく上での不安など、心理的な負担が大きい」「子育て仲間がいない」「ついついこどもを叱りすぎてしまう」「配偶者や家族の協力がいない」等の割合が高くなっています。

③ 子育てに関する相談・情報

～1割超の保護者が子育てする上での身近な相談先が「ない」と回答～

子育てする上での身近な相談先の有無について、就学前児童保護者の1割強、小学生保護者の1割半ばの人が「ない」と回答しています。子育てで孤立感を感じている人ほど「ない」の割合が高くなっています。

■身近な相談先の有無

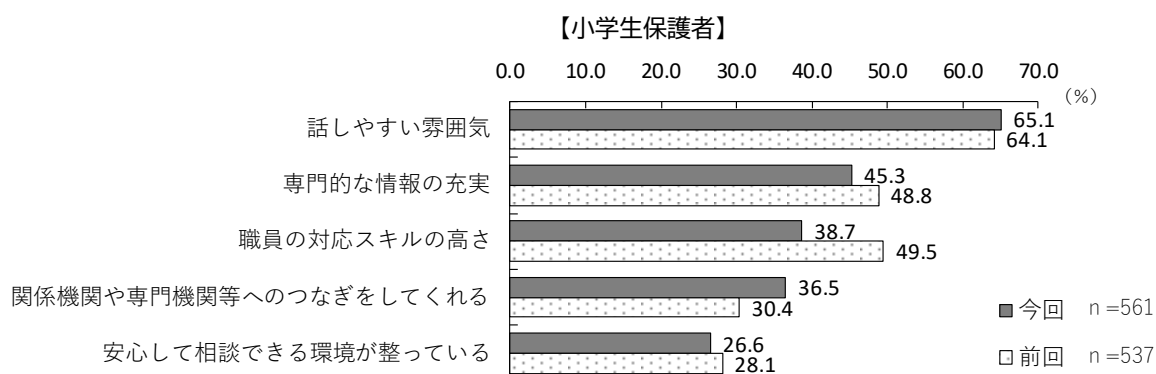
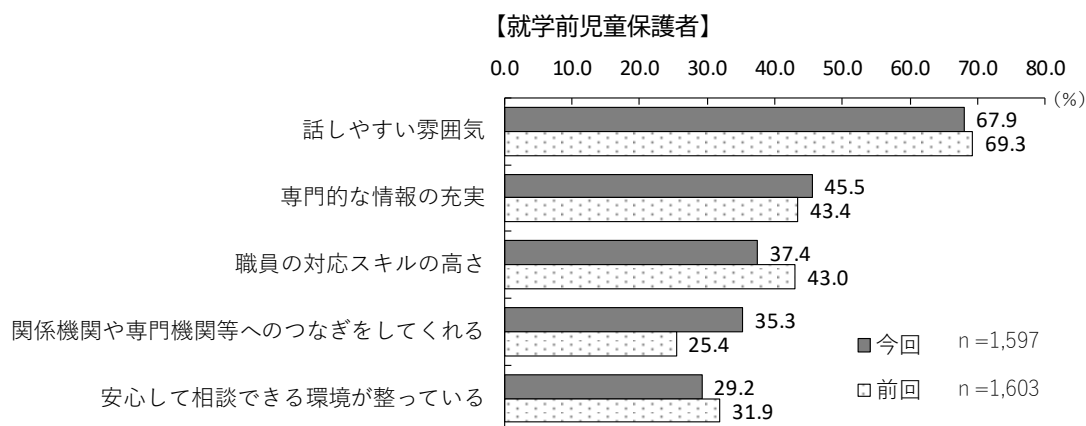


～相談で重視することは「話しやすい雰囲気」、情報入手先は「インターネット・SNS」～

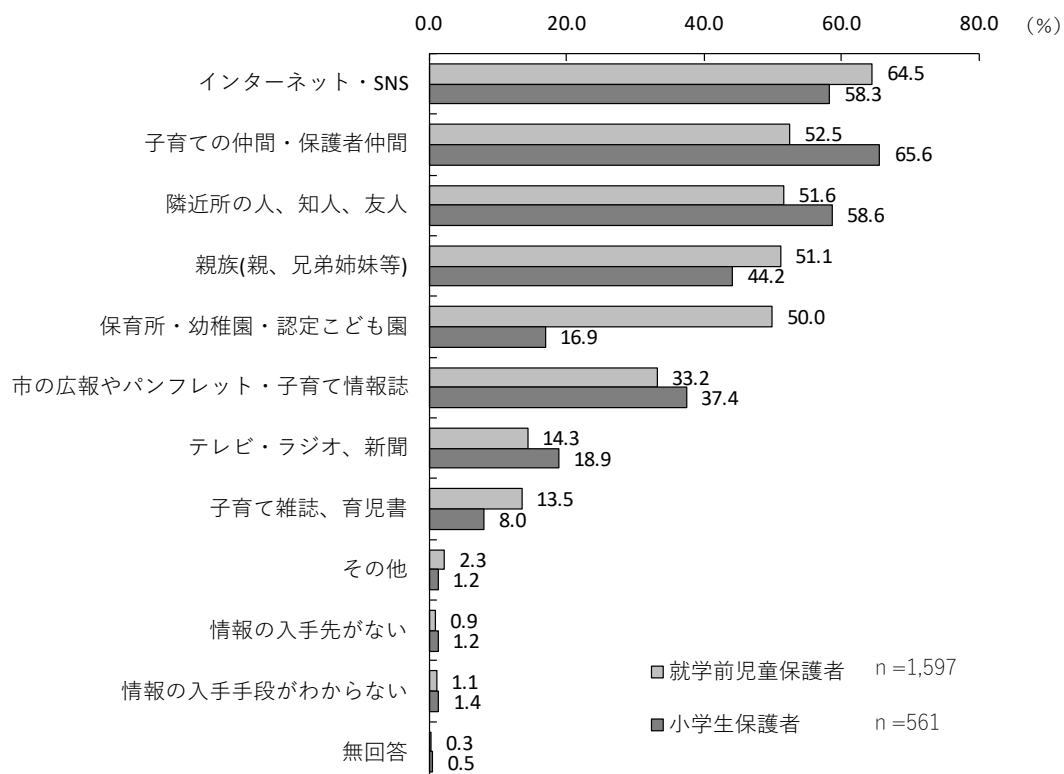
子育てに関する相談で特に重視することは、「話しやすい雰囲気」「専門的な情報の充実」「職員の対応スキルの高さ」が上位にきています。前回調査の結果と比べると「関係機関や専門機関等へのつなぎをしてくれる」の割合が増加し、「職員の対応スキルの高さ」の割合が減少しています。

子育てに関する情報の入手先について、「インターネット・SNS」「子育ての仲間・保護者仲間」「隣近所の人、知人、友人」の割合が高くなっています。

■子育てに関する相談で特に重視すること（上位5項目）



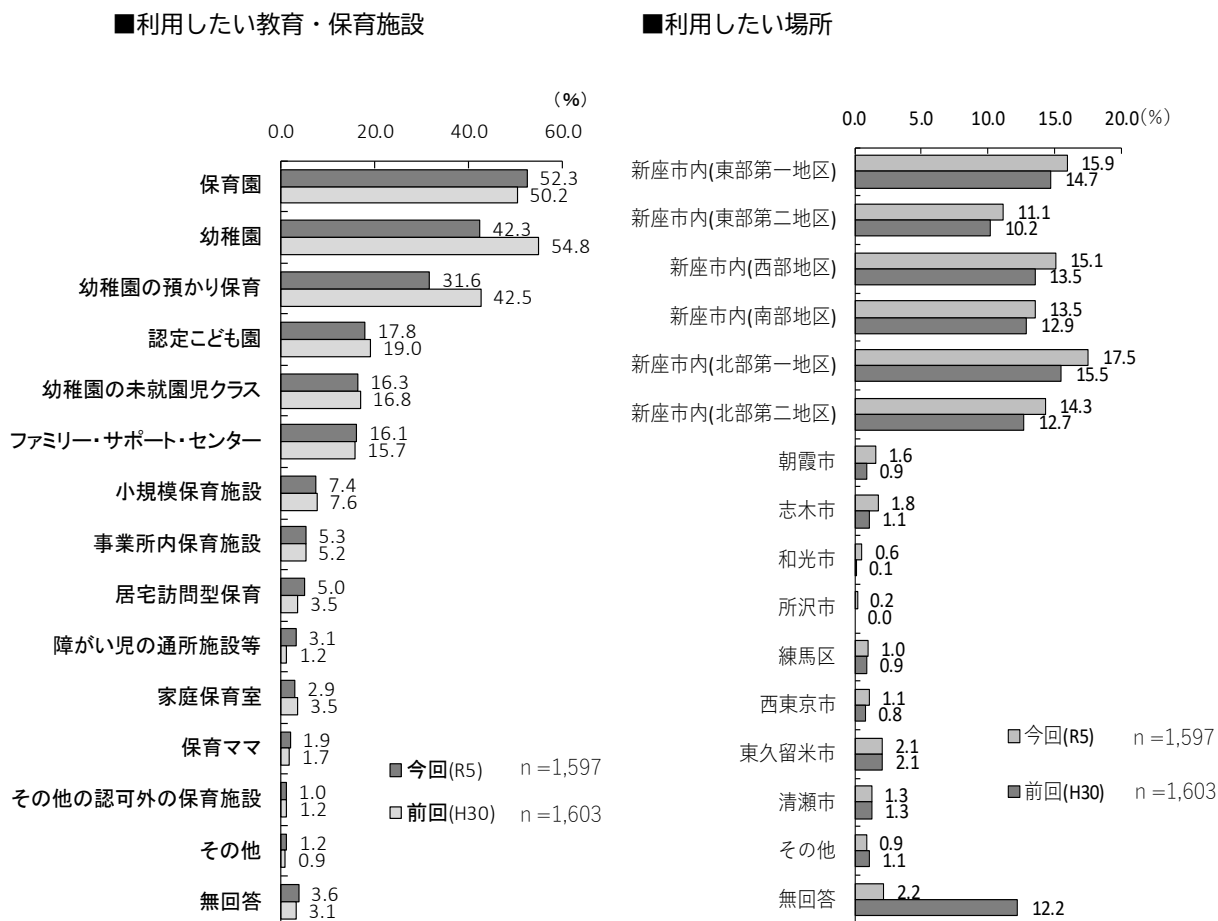
■子育てに関する情報の入手先



④ 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向

～「幼稚園」を利用したい人の割合が減少～

定期的にご利用したい教育・保育事業は、「保育園」が5割強、「幼稚園」が4割強、「認定こども園」が2割弱（複数回答）。前回調査と比べると「幼稚園」の割合が減少しています。利用したい場所は、市内各地区が1割から2割弱、市外は合わせて1割弱となっています。

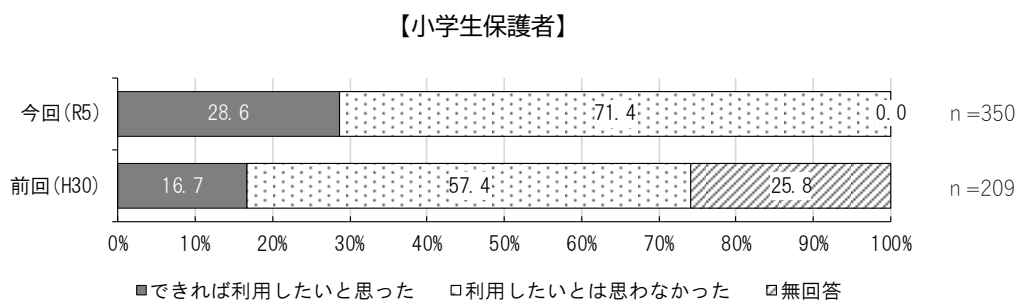
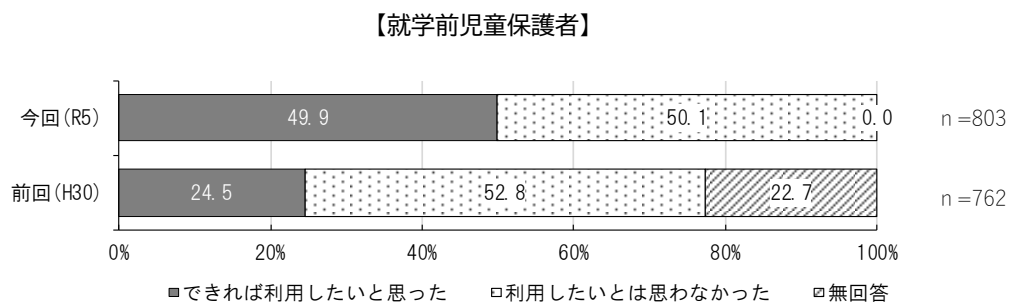


～「病児・病後児保育」は約5割、「一時預かり」は約6割の保護者が「利用したい」～

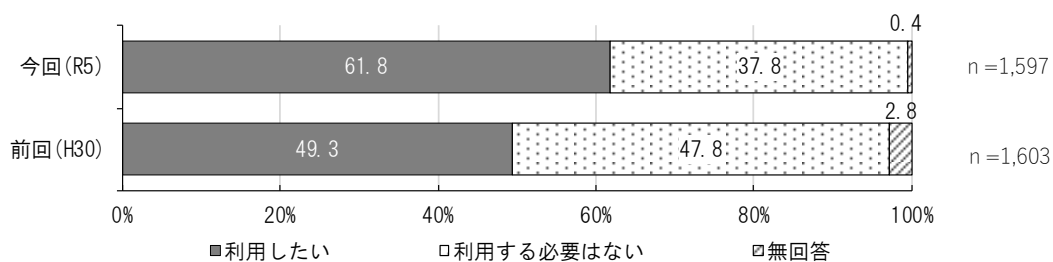
こどもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験がある人のうち、就学前児童保護者の約5割、小学生保護者の約3割の人が「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答しています。

私用や親の通院、不定期の就労等の目的での一時預かり等の利用意向について、「利用したい」が約6割で、前回と比べて増加しています。

■病児・病後児のための保育施設等の利用意向



■一時預かり等の利用意向【就学前児童保護者】



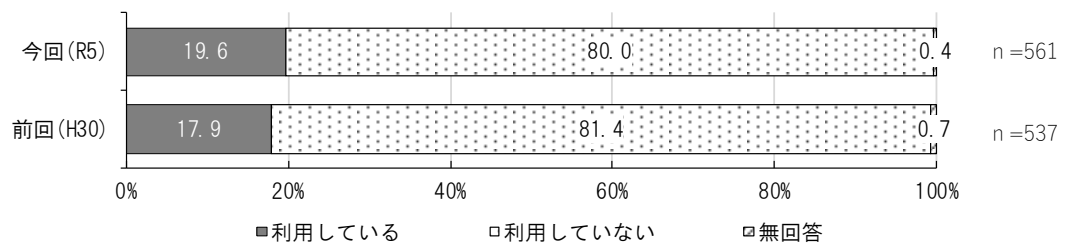
⑤ 放課後の居場所

～「放課後児童保育室」は2割弱、「ココフレンド」は2割半ばの人が利用している～

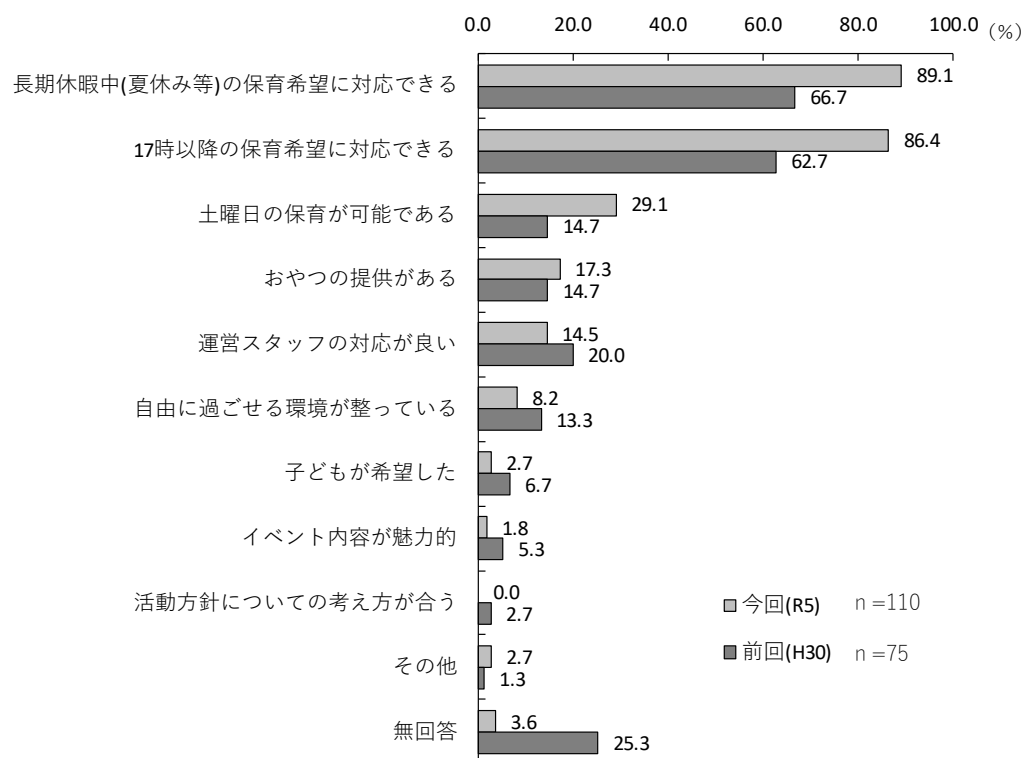
放課後児童保育室を利用している人は2割弱、ココフレンドを利用している人は2割半ば。どちらも利用していない人は5割半ばとなっています。

放課後児童保育室を選択した人の理由は、「長期休暇中に対応できる」「17時以降に対応できる」、ココフレンドを選択した人の理由は、「費用負担が軽い」「出欠の自由度が高い」の割合が高くなっています。

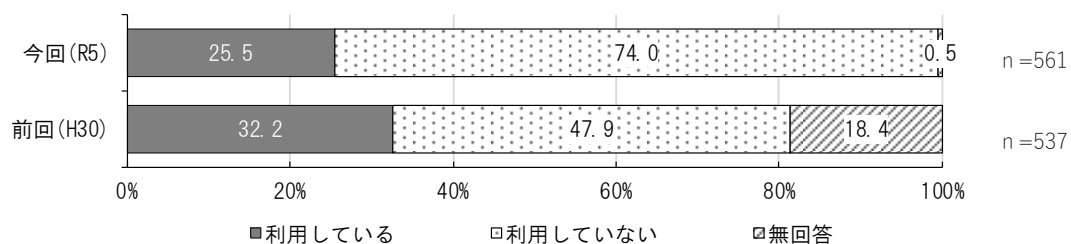
■放課後児童保育室の利用状況【小学生保護者】



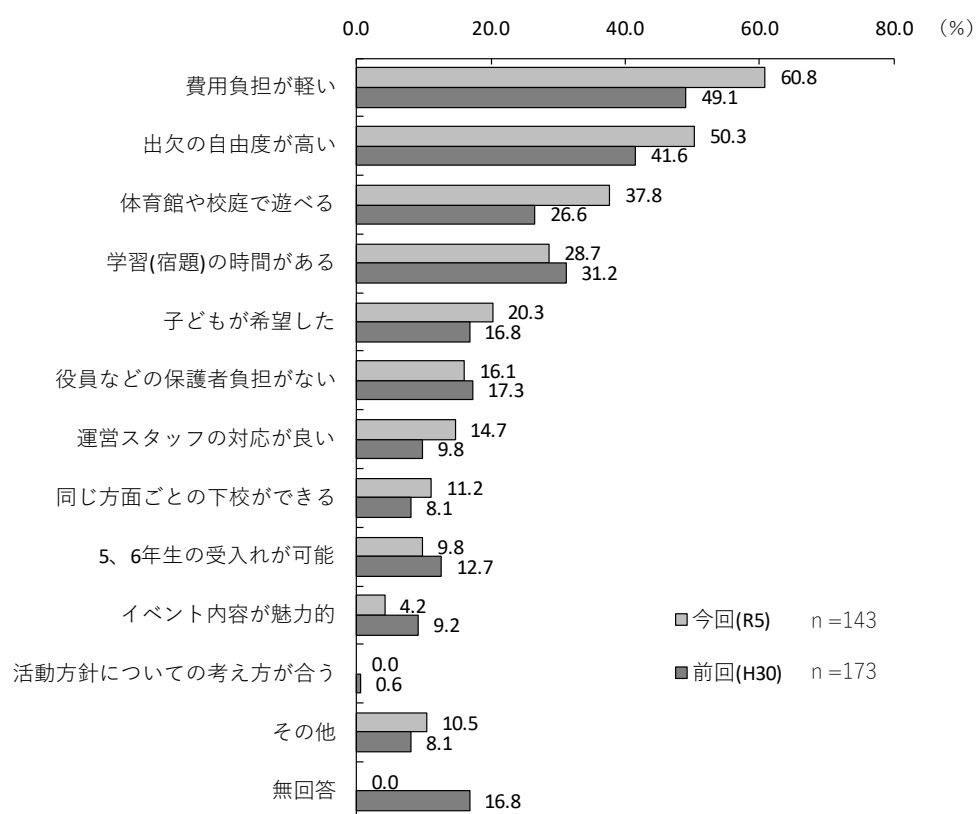
■放課後児童保育室を利用している理由【小学生保護者】



■ココフレンドの利用状況【小学生保護者】



■ココフレンドを利用している理由【小学生保護者】

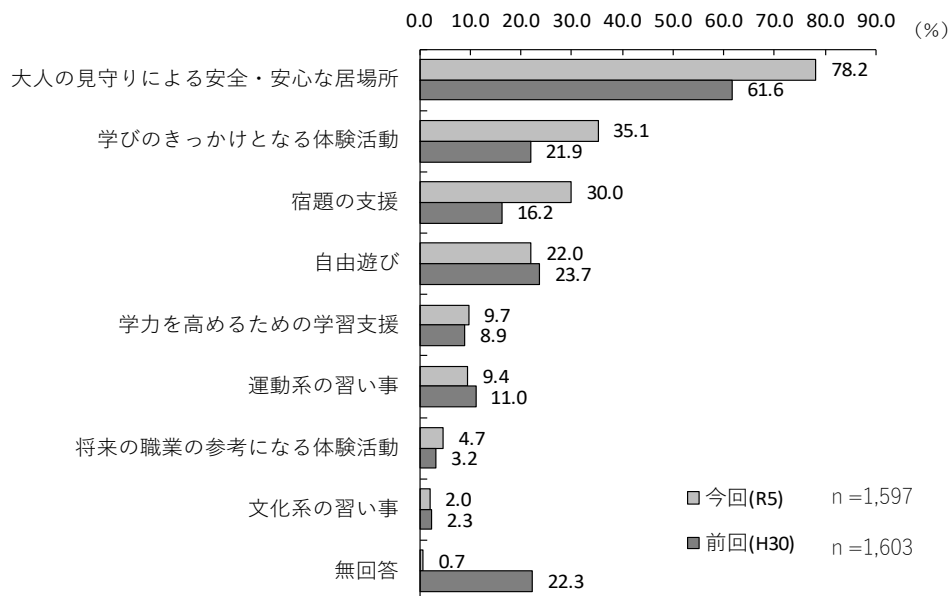


～放課後の居場所に必要なことは「安全・安心」「体験」「宿題支援」「自由遊び」～

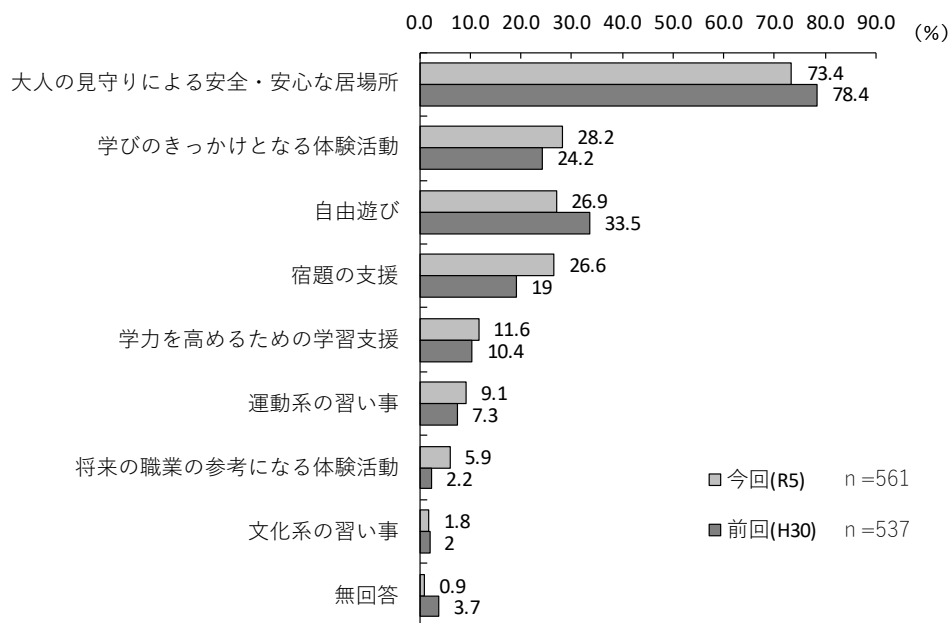
こどもの放課後の居場所に必要なと思うことについて、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が最も高く、「学びのきっかけとなる体験活動」「宿題の支援」「自由遊び」も上位にきています。

■こどもの放課後の居場所に必要なこと

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



⑥ 子育て環境、子育て支援

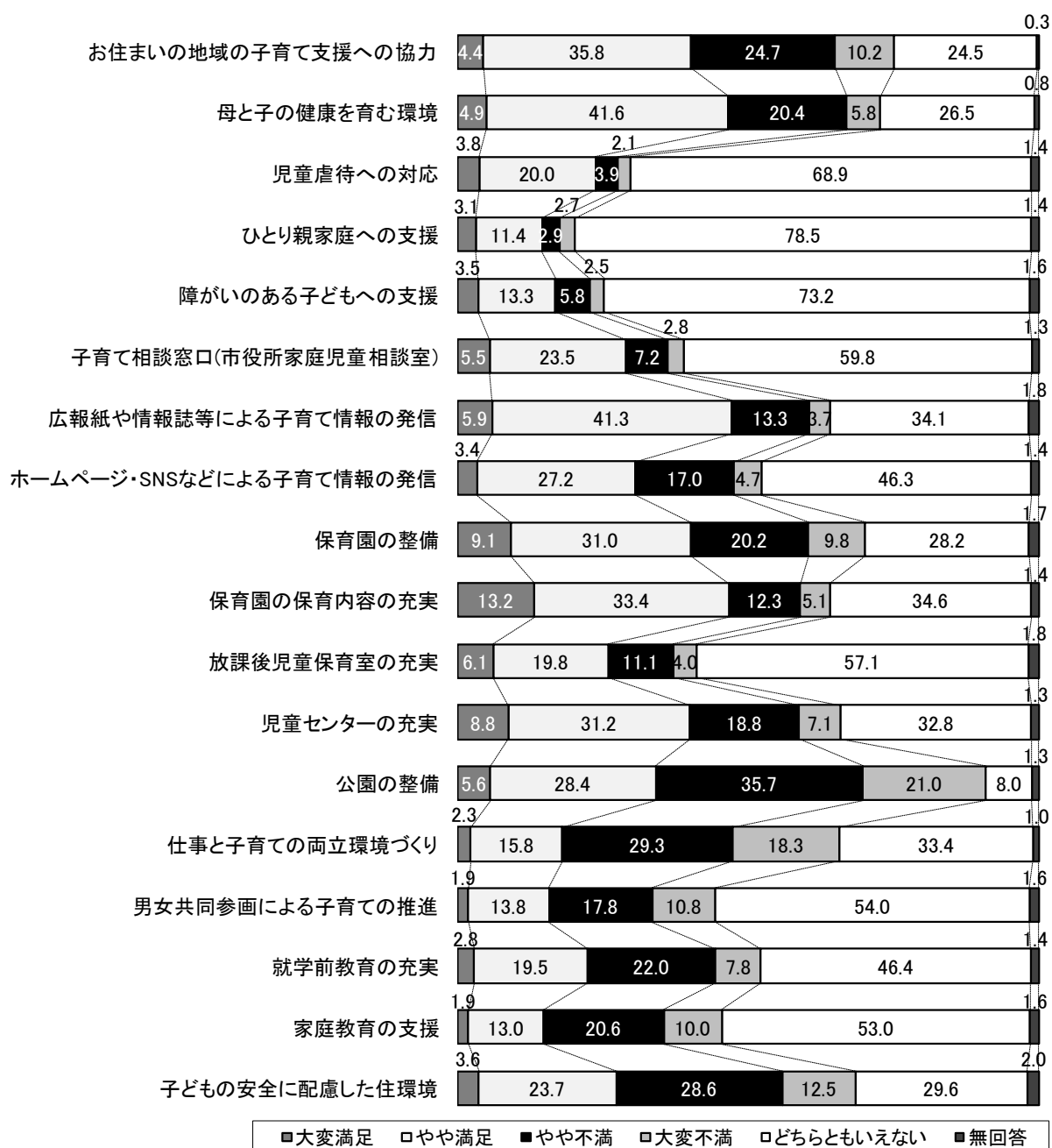
～「子育て情報発信」「母子の健康環境」「保育園」「放課後児童保育室」等の満足度が高く、
「公園整備」「仕事と子育ての両立環境」「安全な住環境」の満足度が低い～

子育て環境への満足度について、「広報紙や情報誌等による子育て情報の発信」や「母と子の健康を育む環境」「保育園の内容の充実」「放課後児童保育室」等の満足度が高く、
「公園の整備」「仕事と子育ての両立環境づくり」「子どもの安全に配慮した住環境」等の満足度が低くなっています。

■子育て環境への満足度

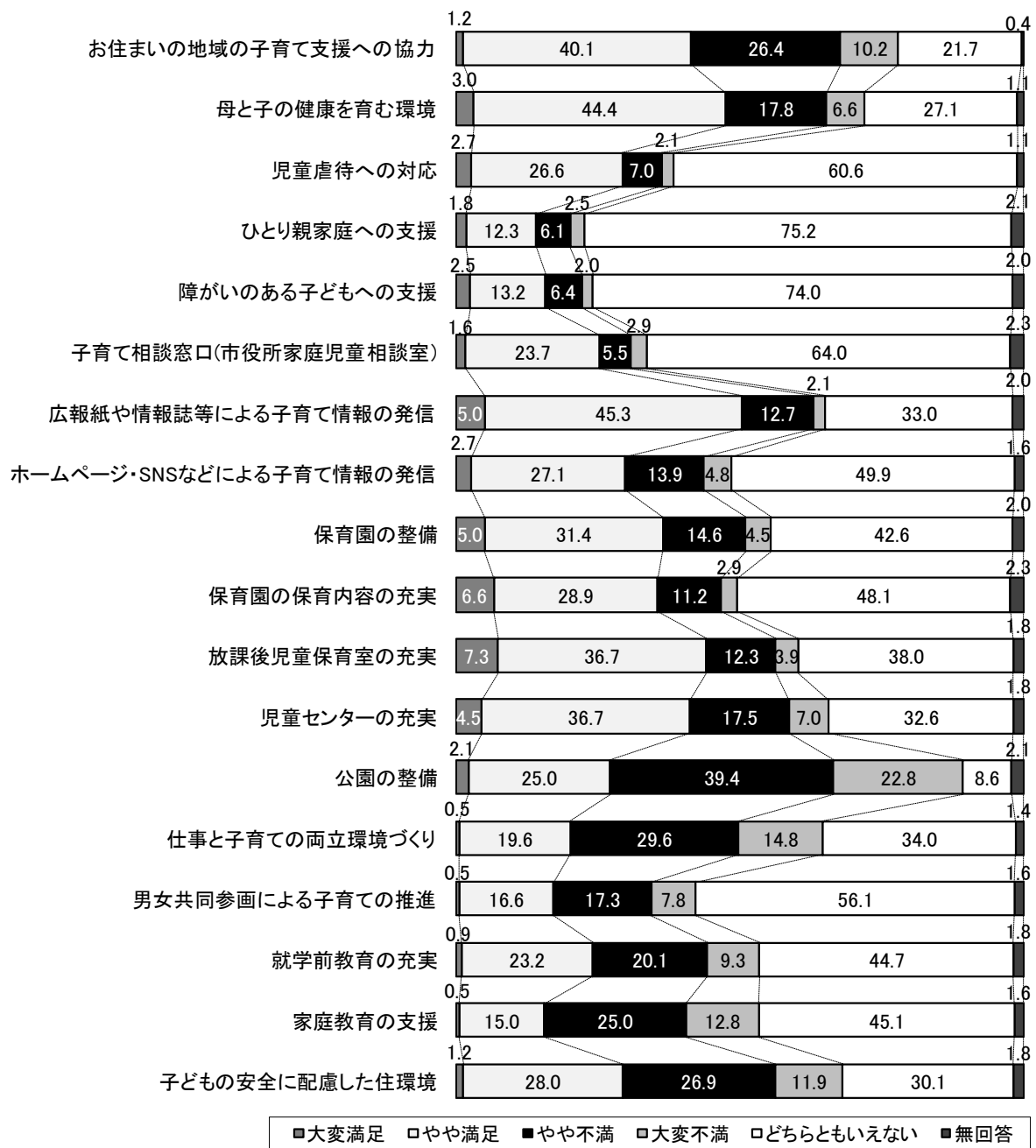
【就学前児童保護者】

n=1,597



【小学生保護者】

n=561

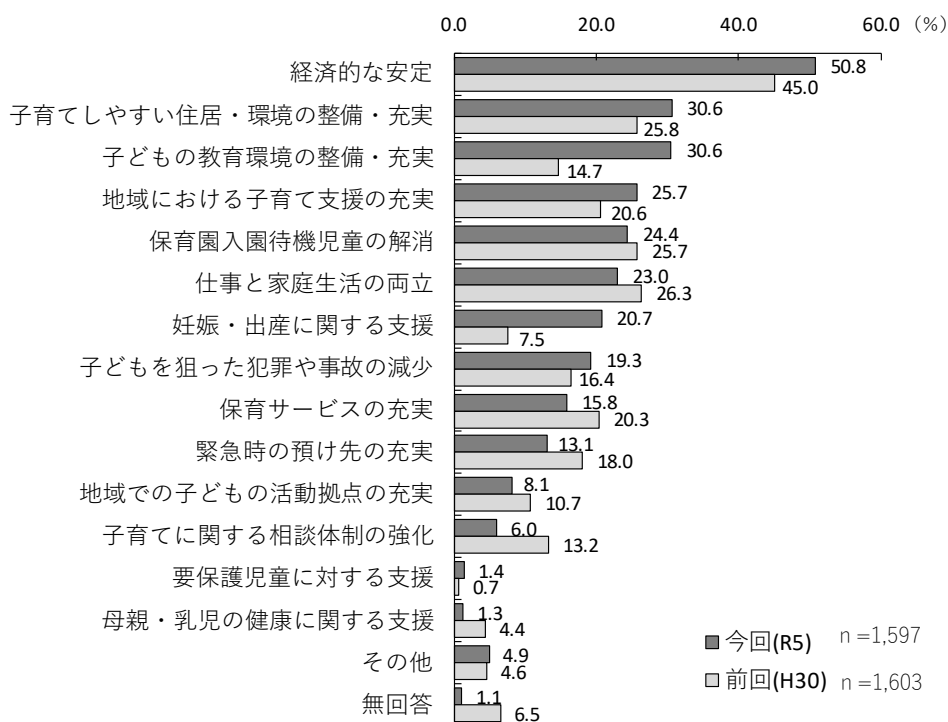


～力を入れるべき支援は「経済的な安定」「教育環境」「住居・環境」～

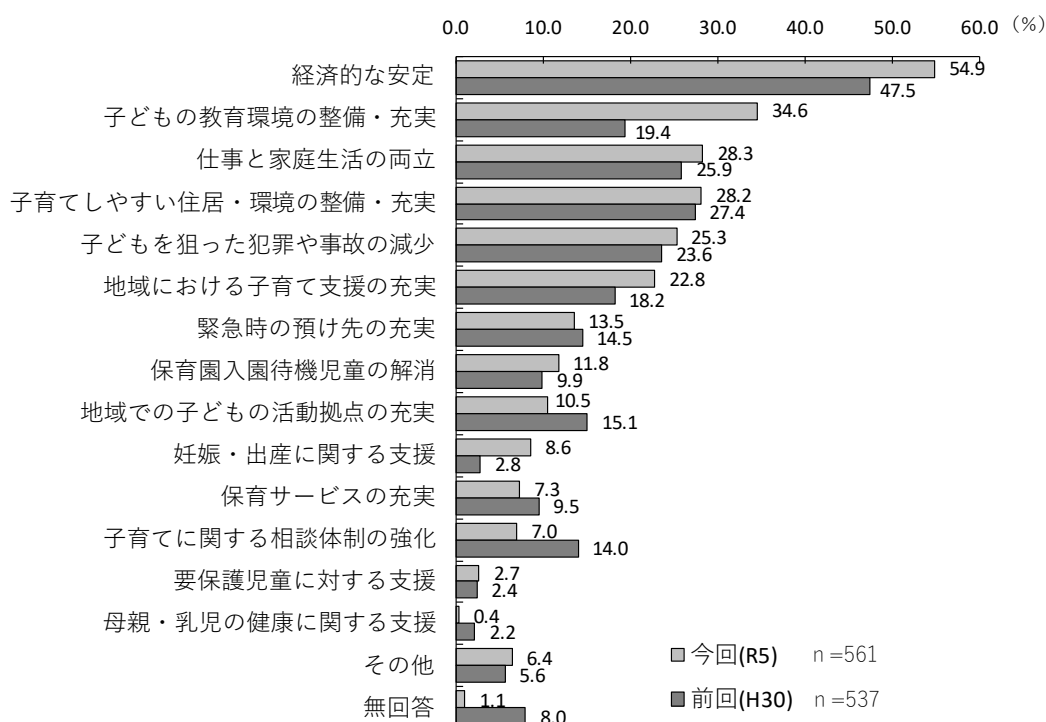
力を入れていくべき子育て支援について、「経済的な安定」「こどもの教育環境の整備・充実」「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」等の割合が高くなっています。

■新座市において力を入れていくべき子育て支援

【就学前児童保護者】

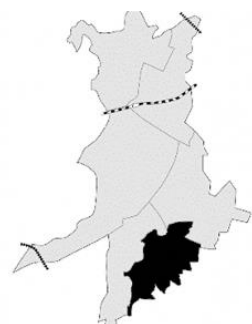


【小学生保護者】



(8) 教育・保育提供区域ごとの特徴

① 東部第一地区

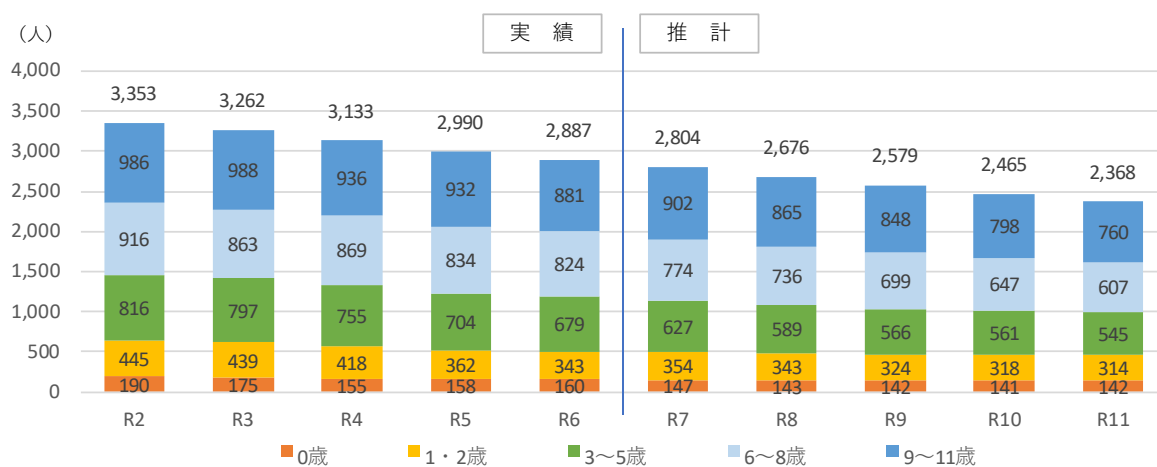


■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に 対する割合
総人口	31,946	100.0%	19.2%
0～14歳	3,891	12.2%	19.3%
15～64歳	19,401	60.7%	18.8%
65歳以上	8,654	27.1%	20.3%

出典:住民基本台帳(令和6年4月1日)

■こどもの人口



出典: R2～R6は住民基本台帳(各年4月1日)、R7以降はコーホート変化率による推計

■教育・保育施設等の設置状況

種別	箇所数	種別	箇所数
幼稚園	3 箇所	小規模保育施設	1 箇所
保育園	3 箇所	地域子育て支援センター	1 箇所

※令和6年11月現在

■教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい	利用したい場所	割合
幼稚園	43.0%	46.5%	地区内	77.0%
保育園	49.7%	52.7%	市内他地区	14.1%
認定こども園	5.1%	15.6%	市外	7.0%

出典:子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

- ・母親の就労状況について、「フルタイム」では働いている人の割合が低い。
- ・情報の入手先として「子育ての仲間・保護者仲間」の割合が高い。
- ・子育てしやすい環境だと思える人の割合が6地区の中で最も低い。

【小学生保護者】

- ・母親の就労状況について、「パートタイム」では働いている人の割合が高い。

② 東部第二地区

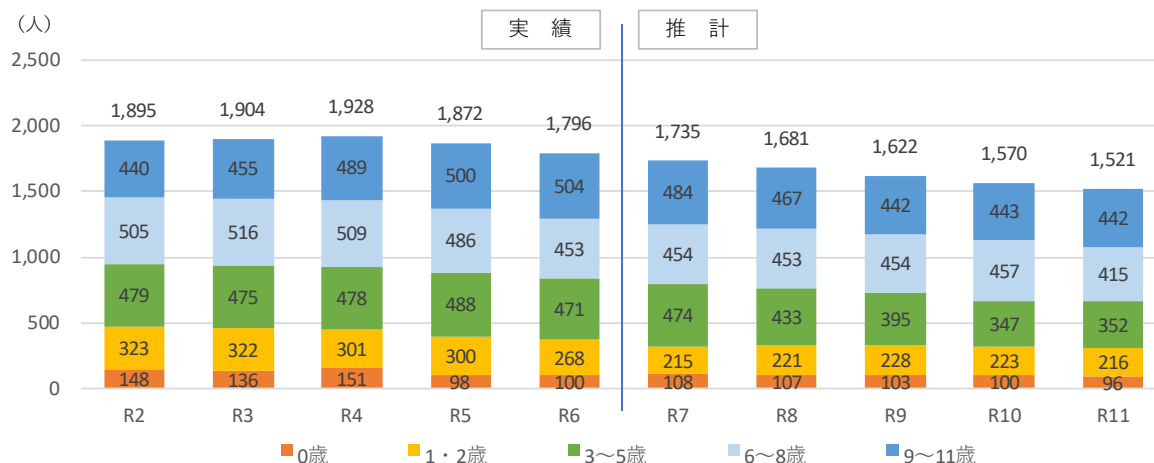


■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	16,682	100.0%	10.0%
0～14歳	2,235	13.4%	11.1%
15～64歳	10,153	60.9%	9.8%
65歳以上	4,294	25.7%	10.1%

出典:住民基本台帳（令和6年4月1日）

■こどもの人口



出典: R2～R6は住民基本台帳（各年4月1日）、R7以降はコーホート変化率による推計

■教育・保育施設等の設置状況

種別	箇所数	種別	箇所数
幼稚園	0 箇所	小規模保育施設	4 箇所
保育園	5 箇所	地域子育て支援センター	1 箇所

※令和6年11月現在

■教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい	利用したい場所	割合
幼稚園	32.1%	45.7%	地区内	64.7%
保育園	51.1%	52.3%	市内他地区	20.2%
認定こども園	3.8%	18.6%	市外	12.8%

出典:子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

- ・他の地区に比べて、地域子育て支援センターを利用している人の割合が低い。
- ・5・6年生の放課後の過ごし方として「習い事」の割合が最も高い。

【小学生保護者】

- ・力を入れるべき子育て支援として「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」の割合が他の地区と比べて高い。

③ 西部地区

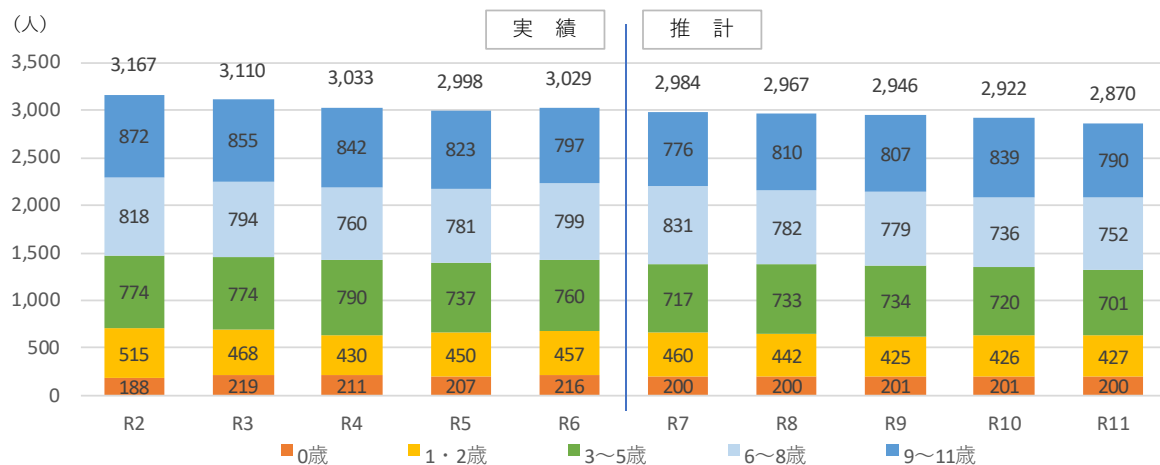


■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	32,187	100.0%	19.4%
0～14歳	3,887	12.1%	19.3%
15～64歳	19,611	60.9%	19.0%
65歳以上	8,689	27.0%	20.4%

出典:住民基本台帳(令和6年4月1日)

■こどもの人口



出典: R2～R6は住民基本台帳(各年4月1日)、R7以降はコーホート変化率による推計

■教育・保育施設等の設置状況

種別	箇所数	種別	箇所数
幼稚園	2 箇所	小規模保育施設	2 箇所
保育園	9 箇所	地域子育て支援センター	4 箇所

※令和6年11月現在

■教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい	利用したい場所	割合
幼稚園	29.7%	37.8%	地区内	76.6%
保育園	55.7%	56.1%	市内他地区	7.6%
認定こども園	3.8%	16.5%	市外	14.4%

出典:子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

- ・子育てする上で身近に相談先が「ある」と回答した人の割合が6地区の中で最も低い。

【小学生保護者】

- ・ココフレンドを利用している人の割合が6地区の中で最も高い。
- ・力を入れるべき子育て支援として「地域における子育て支援の充実」の割合が他の地区と比べて高い。

④ 南部地区

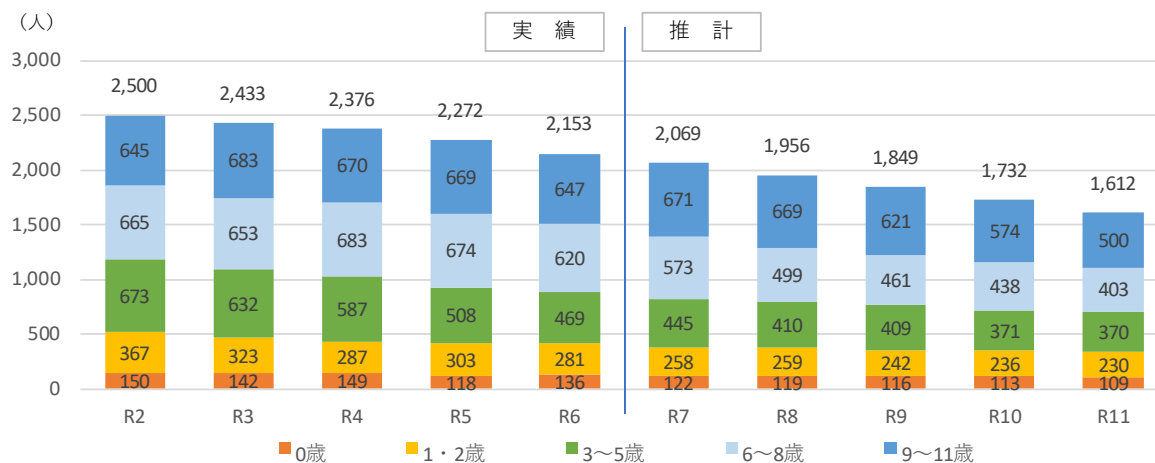


■人口構成

区分	人口	構成比	市全体に対する割合
総人口	24,566	100.0%	14.8%
0～14歳	2,835	11.5%	14.1%
15～64歳	15,081	61.4%	14.6%
65歳以上	6,650	27.1%	15.6%

出典：住民基本台帳（令和6年4月1日）

■こどもの人口



出典：R2～R6は住民基本台帳（各年4月1日）、R7以降はコーホート変化率による推計

■教育・保育施設等の設置状況

種別	箇所数	種別	箇所数
幼稚園	0 箇所	小規模保育施設	7 箇所
保育園	9 箇所	地域子育て支援センター	1 箇所

※令和6年11月現在

■教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい
幼稚園	32.4%	39.0%
保育園	51.4%	53.1%
認定こども園	6.4%	18.7%

利用したい場所	割合
地区内	75.5%
市内他地区	10.4%
市外	10.8%

出典：子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

- ・情報の入手先として「隣近所の人、知人、友人」の割合が高い。

【小学生保護者】

- ・子育てする上で身近に相談先が「ある」と回答した人の割合が6地区の中で最も低い。

⑤ 北部第一地区

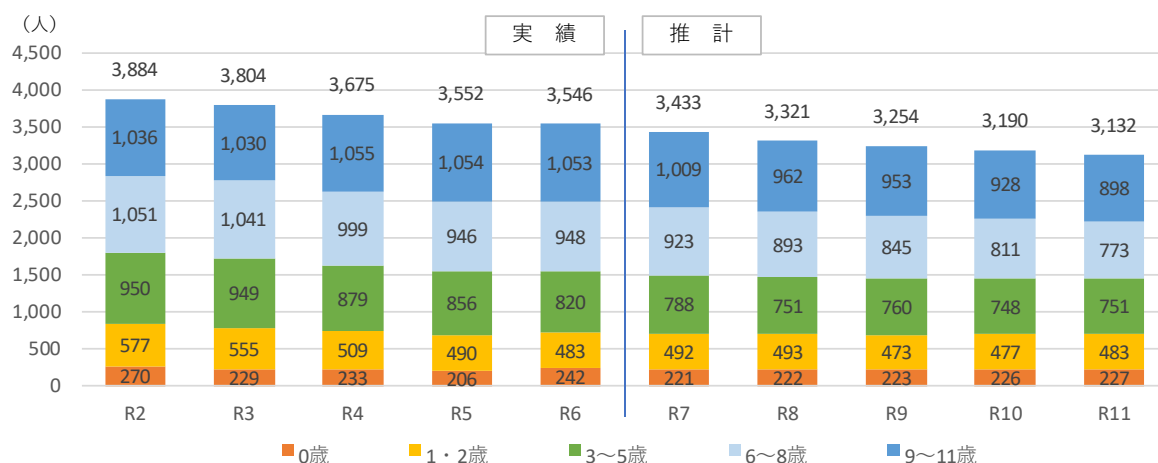


■人口構成

区分	実数	構成比	市全体に対する割合
総人口	36,298	100.0%	21.9%
0～14歳	4,593	12.7%	22.8%
15～64歳	23,815	65.6%	23.1%
65歳以上	7,890	21.7%	18.5%

出典：住民基本台帳（令和6年4月1日）

■こどもの人口



出典：R2～R6は住民基本台帳（各年4月1日）、R7以降はコーホート変化率による推計

■教育・保育施設等の設置状況

種別	箇所数	種別	箇所数
幼稚園	3 箇所	小規模保育施設	10 箇所
保育園	7 箇所	地域子育て支援センター	3 箇所

※令和6年11月現在

■教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい
幼稚園	33.5%	44.7%
保育園	51.9%	50.4%
認定こども園	1.6%	17.7%

利用したい場所	割合
地区内	83.8%
市内他地区	7.5%
市外	6.0%

出典：子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

- ・母親が「現在、働いていない」人の割合が6地区の中で最も高い。
- ・力を入れるべき子育て支援として「子どもを狙った犯罪や事故の減少」の割合が6地区の中で最も高い。

【小学生保護者】

- ・子育てしやすい環境だと思う人の割合が6地区の中で最も高い。

⑥ 北部第二地区

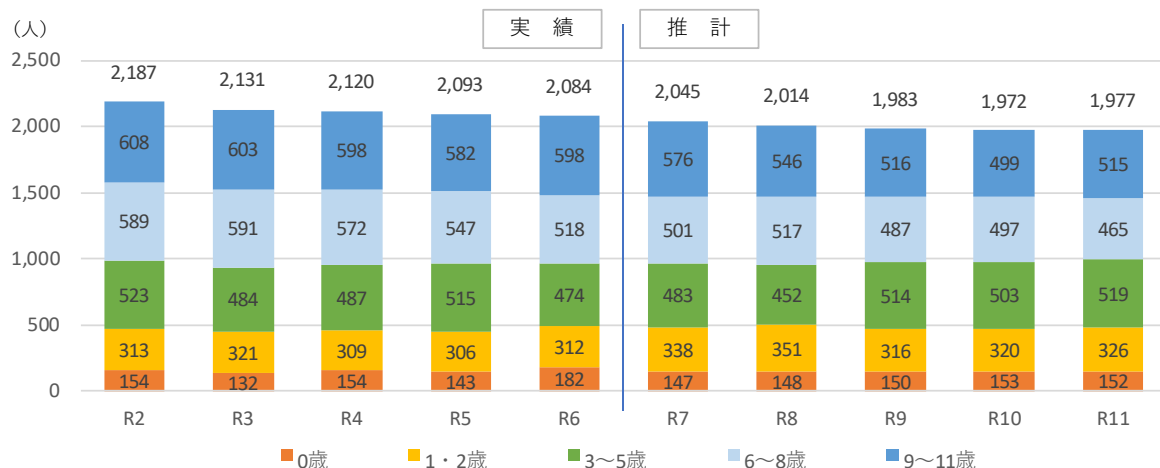


■人口構成

区分	実数	構成比	市全体に対する割合
総人口	24,359	100.0%	14.7%
0～14歳	2,673	11.0%	13.3%
15～64歳	15,207	62.4%	14.7%
65歳以上	6,479	26.6%	15.2%

出典：住民基本台帳（令和6年4月1日）

■こどもの人口



出典：R2～R6は住民基本台帳（各年4月1日）、R7以降はコーホート変化率による推計

■教育・保育施設等の設置状況

種別	箇所数	種別	箇所数
幼稚園	2 箇所	小規模保育施設	0 箇所
認定こども園	1 箇所	地域子育て支援センター	1 箇所
保育園	4 箇所		

※令和6年11月現在

■教育・保育事業の利用状況・意向・場所

教育・保育事業	利用している	利用したい	利用したい場所	割合
幼稚園	31.0%	40.7%	地区内	68.7%
保育園	51.0%	49.8%	市内他地区	18.9%
認定こども園	12.4%	19.5%	市外	10.8%

出典：子育て支援ニーズ調査

■ニーズ調査からみる特徴

【就学前児童保護者】

- ・子育てしやすい環境だと思う人の割合が6地区の中で最も高い。

【小学生保護者】

- ・力を入れるべき子育て支援として「地域での子どもの活動拠点の充実」の割合が6地区の中で最も高い。

第4章 第2次計画の評価

(1) 教育・保育事業

第2次計画における教育・保育事業の計画値及び実績は、以下のとおりです。

① 1号認定（3～5歳）

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,842	1,712	1,592	1,520	1,480
提供体制②	3,270	3,270	3,270	3,270	3,270
過不足②-①	1,428	1,558	1,678	1,750	1,790

【実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入園者数①	2,096	2,092	1,913	1,768	1,645
提供体制②	3,277	3,095	2,965	2,840	2,710
過不足②-①	1,181	1,003	1,052	1,072	1,065

※各年5月1日時点

※2号認定（幼稚園希望）を含む

② 2号認定（3～5歳）

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,725	1,720	1,717	1,760	1,840
提供体制②	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885
過不足②-①	160	165	168	125	45

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所者数①	1,749	1,773	1,780	1,779	1,789
提供体制②	1,801	1,866	1,888	1,924	1,920
過不足②-①	52	93	108	145	131

※各年4月1日時点

③ 3号認定（0歳）

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	267	264	261	258	256
提供体制②	315	315	318	321	324
過不足②-①	48	51	57	63	68

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所者数①	197	196	194	166	211
提供体制②	304	300	302	301	290
過不足②-①	107	104	108	135	79

※各年4月1日時点

④ 3号認定（1・2歳）

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,284	1,314	1,329	1,317	1,303
提供体制②	1,256	1,256	1,272	1,288	1,304
過不足②-①	▲28	▲58	▲57	▲29	1

【実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所者数①	1,212	1,200	1,151	1,162	1,225
提供体制②	1,249	1,258	1,250	1,263	1,269
過不足②-①	37	58	99	101	44

※各年4月1日時点

(2) 地域子ども・子育て支援事業

第2次計画における地域子ども・子育て支援事業の計画値及び実績は、以下のとおりです。

① 利用者支援事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

■基本型・特定型

単位：か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	4	4	4	4
提供体制	3	4	4	4	4

■母子保健型

単位：か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	2
提供体制	1	1	1	1	2

【実績】

■基本型・特定型

単位：か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施数	3	3	3	4	4
提供体制	3	3	3	4	4

■母子保健型

単位：か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施数	1	1	1	1	1
提供体制	1	1	1	1	1

② 時間外保育事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
提供体制②	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	1,451	1,480	1,618	1,852	
提供体制②	3,327	3,405	3,418	3,466	
過不足②-①	1,876	1,925	1,800	1,614	

③ 放課後児童健全育成事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,582	1,601	1,630	1,660	1,643
1年生	474	463	481	475	457
2年生	428	472	462	480	473
3年生	388	366	403	394	409
4年生	272	280	264	291	284
5年生	10	10	10	10	10
6年生	10	10	10	10	10
提供体制②	1,384	1,528	1,558	1,598	1,645
過不足②-①	▲198	▲73	▲72	▲62	2

【実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数①	1,707	1,590	1,621	1,610	1,644
1年生	540	459	500	495	461
2年生	450	503	438	453	493
3年生	418	364	426	368	403
4年生	296	262	253	289	280
5年生	2	2	3	2	5
6年生	1	0	1	3	2
提供体制②	1,349	1,498	1,579	1,638	1,638
過不足②-①	▲358	▲92	▲42	28	▲6

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

■ショートステイ

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	27	27	27	27	27
提供体制②	27	27	27	27	27
過不足②-①	0	0	0	0	0

■トワイライトステイ

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	300	300	300	300	300
提供体制②	300	300	300	300	300
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】

■ショートステイ

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	21	23	26	5	
提供体制②	21	23	26	5	
過不足②-①	0	0	0	0	

■トワイライトステイ

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	267	325	502	640	
提供体制②	267	325	502	640	
過不足②-①	0	0	0	0	

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
提供体制②	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	1,059	1,073	919	1,024	
提供体制②	1,059	1,073	919	1,024	
過不足②-①	0	0	0	0	

⑥ 養育支援訪問事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	3	3	3	3	3
提供体制②	3	3	3	3	3
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	0	0	0	0	
提供体制②	0	0	0	0	
過不足②-①	0	0	0	0	

⑦ 地域子育て支援拠点事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人回、か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	86,353	86,014	85,473	85,529	86,448
提供体制②	86,353	86,014	85,473	85,529	86,448
過不足②-①	0	0	0	0	0
施設数	10	11	13	15	17

【実績】

単位：人回、か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	25,853	32,105	36,978	56,005	
提供体制②	25,853	32,105	36,978	56,005	
過不足②-①	0	0	0	0	
施設数	9	9	11	11	

⑧ 一時預かり事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

■幼稚園型

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	3,347	3,636	4,029	4,389	4,730
提供体制②	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350
過不足②-①	4,003	3,714	3,321	2,961	2,620

■一般型

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	12,113	11,610	11,268	11,427	10,793
提供体制②	35,405	35,322	35,405	35,540	35,540
過不足②-①	23,292	23,712	24,137	24,113	24,747

【実績】

■幼稚園型

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	12,153	12,220	11,096	19,491	
提供体制②	24,080	23,010	23,180	38,010	
過不足②-①	11,927	10,790	12,084	18,519	

■一般型

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	6,226	5,883	4,942	5,156	
提供体制②	38,380	31,569	33,236	35,959	
過不足②-①	32,154	25,686	28,294	30,803	

⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	73	73	73	73	73
提供体制②	492	492	492	492	492
過不足②-①	419	419	419	419	419

【実績】

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	15	31	39	53	
提供体制②	850	968	972	972	
過不足②-①	835	937	933	919	

⑩ ファミリー・サポート・センター事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	7,391	7,756	8,293	8,568	9,041
(就学前児童)	3,308	3,241	3,238	3,274	3,338
(小学生)	4,083	4,515	5,055	5,294	5,703
提供体制②	7,391	7,756	8,293	8,568	9,041
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】

単位：人日

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数①	3,081	3,666	4,747	4,392	
(就学前児童)	1,561	2,080	2,671	1,984	
(小学生)	1,520	1,586	2,076	2,408	
提供体制②	3,081	3,666	4,747	4,392	
過不足②-①	0	0	0	0	

⑪ 妊婦健康診査事業

【第2次計画上の量の見込みと提供体制】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
提供体制②	1,243	1,231	1,219	1,205	1,192
過不足②-①	0	0	0	0	0

【実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数①	920	943	835	981	
提供体制②	920	943	835	981	
過不足②-①	0	0	0	0	

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

【実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	未実施	1,710	1,504	1,276	

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	未実施	45	24	19	

第5章 第3次計画に向けた考え方

計画策定の背景や本市のこども・子育て環境の変化、アンケート調査からみる子育て家庭のニーズ、第2次計画の評価等を踏まえ、本計画に向けた考え方を以下のとおり整理しました。

(1) 子育てにかかる負担感や不安の軽減

【現状・背景】

- 子育てに負担やつらさを感じている人は1割弱、孤立感を感じている人は約3割となっています。
- 負担が大きい人、孤立感を感じている人は、周囲の理解・協力が得られないことや育児への不安などが大きくなっています。

【第3次計画の方向性】

- 「こども家庭センター」の設置など、育児に対する悩みや不安の早期把握ときめ細かな支援体制を強化します。
- 子育ての孤立防止に向けた取組を推進します。

(2) すべてのこどもの健やかな育ちを支える体制の強化

【現状・背景】

- 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「妊婦等包括相談支援事業」が創設され、「産後ケア事業」と合わせて地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。また、医療的ケア児支援法が成立しました。
- 本市の子育て環境への評価が低い人では、「母と子の健康を育む環境」への満足度が低くなっています。

【第3次計画の方向性】

- 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施し、すべてのこどもの育ちを応援します。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実を図ります。
- 障がい児・医療的ケア児への支援の充実を図ります。

(3) 多様な保育ニーズに対応した教育・保育事業の推進

【現状・背景】

- 働き方の多様化や外国にルーツを持つこども、医療的ケア児への対応など、きめ細かな保育ニーズが求められています。
- 保育士不足を理由とする受入制限等により待機児童が発生しています。

【第3次計画の方向性】

- 多様なニーズに対応した教育・保育を推進します。
- 保育士の確保に向けた取組を推進するとともに、働きやすい環境の整備を促進します。

(4) 地域ぐるみによる子育て支援の推進

【現状・背景】

- 子育て家庭の核家族化、近隣関係の希薄化に加え、コロナ禍における地域活動の停滞等を背景に、地域の絆やつながりの再構築が求められています。
- 本市の子育て環境への評価が低い人では、「居住地域の子育て支援への協力」への満足度が低くなっています。
- 放課後の居場所に必要なこととして「大人の見守りによる安全・安心な居場所」「学びのきっかけとなる体験活動」「宿題の支援」の割合が高くなっています。

【第3次計画の方向性】

- 地域ぐるみでこどもを育む意識を醸成します。
- ファミリー・サポート・センターの協力会員の確保に努めつつ、利用促進を図ります。
- 地域による居場所づくりや多様な体験・交流活動の活性化を支援します。

(5) こどもの権利擁護と意見の尊重

【現状・背景】

- こども基本法が制定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が推進されています。
- 子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業など、児童虐待防止に向けた事業が創設されました。

【第3次計画の方向性】

- こどもの人権の尊重とこども政策におけるこどもの意見の反映の仕組みづくりを進めます。
- 児童虐待防止対策のさらなる強化を図ります。

(6) 子育てしやすい環境の整備

【現状・背景】

- 「公園の整備」「仕事と子育ての両立環境づくり」「こどもの安全に配慮した住環境」で満足度が低くなっています。
- 地域活動の担い手が高齢化してきています。

【第3次計画の方向性】

- 公園の整備を推進します。
- 職域に対する多様な働き方ができる環境整備促進に向けたアプローチを推進します。
- 地域における防犯活動の活性化を支援します。

第2部

計画の基本的な考え方

第1章 基本理念

本市では、これまでの子ども・子育て支援事業計画において、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念と位置付けてきました。

この基本理念には、まち全体ですべての子育て家庭を「応援」すること、こどもと共に親も成長していく「共育ち」、子育て・子育てを応援するための地域づくりが重要であるという考え方、また、行政の施策だけでなく、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、すべての市民が共に成長し、より良い地域をつくっていきたいという願いが込められています。

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針においては、「18歳までを子どもとする」、「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」、「子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、『親育ち』の過程を支援していくことが必要」、「家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」と規定されています。

子育てをしやすいまちづくりには、こどもの成長を目的の核に据えつつ、共に親が育ち、地域が育つことが欠かせないものであり、親が発する子育てのニーズを把握するだけでなく、こどもたち自身が何を望んでいるのか、こどもたちにとって何が望ましいのかという視点を持つことや、地域ぐるみで行われている民間団体やボランティア団体等による子育て支援活動を支援していくことが重要です。

加えて、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

本市においても、この趣旨に賛同し、令和6年4月に「こどもまんなか応援サポーター」宣言をいたしました。

本計画においても、これまで市が掲げてきた「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」の理念を引き続き継承し、安心してこどもを産み、成長の喜びを実感しながら子育てができるまちを目指すとともに、未来を担うすべてのこどもたちを権利の主体として意見を尊重し、最善の利益を図ることで、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「すべてのこどもが“まんなか”な地域社会」の実現に向けて、各施策の充実・推進に努めてまいります。

こどもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市 にいざ

～すべてのこどもが “まんなか” な地域社会を目指して～

第2章 基本目標

本計画では、以下の3つの基本目標の下に、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

基本目標Ⅰ 【こどもへの支援】

すべてのこどもが健やかに 幸せに育つことを応援するために

すべてのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう応援します。

基本目標Ⅱ 【親への支援】

すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長することを応援するために

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、すべての親が自己肯定感を持ちながら子育てに向き合い、親としても成長しながら、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じるができるよう応援します。

基本目標Ⅲ 【地域ぐるみでの支援】

地域でこどもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

地域社会全体が、未来の社会を創り、担う存在であるこどもの育ちと子育て支援の重要性に対する理解と関心を深めつつ、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、すべてのこどもの健やかな成長を支えるとともに、子育て中の親の気持ちを受け止め、寄り添い、支えていくまちづくりを応援します。

第3章 施策体系

<基本理念>

<基本目標>

<基本施策>

こどもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市 に いざ	Ⅰ すべてのこどもが健やかに、 幸せに育つことを応援するた めに	1	こどもの権利の尊重
		2	こどもの心身の健康づくりの推進
		3	幼児教育・保育の充実
		4	きめ細かな学校教育の充実
		5	こどもの居場所の推進
		6	児童虐待防止対策の強化
		7	発達支援・障がい児施策の充実
		8	こどもの貧困対策の推進
	Ⅱ すべての親が子育てを楽し み、こどもと共に成長でき ることを応援するために	1	安心して妊娠・出産・子育てができる 切れ目のない支援
		2	多様な保育サービス・子育て支援の充実
		3	子育て相談・家庭教育支援の充実
		4	ひとり親支援の充実
		5	子育てしやすい環境の整備
		6	経済的支援の充実
	Ⅲ 地域でこどもや親の成長を支 えるまちづくりを応援するた めに	1	地域における子育てネットワークづくり
		2	多様な体験・交流活動の促進
		3	安心して暮らせる環境の整備

第3部

施策の展開

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策１ こどもの権利の尊重

〔施策の方向性〕

様々な機会や媒体を通じて、こどもの権利について社会全体で共有するとともに、生まれながらに権利の主体であり、こども施策の当事者であるこどもたちが、自らの意見を形成し、その意見を表明することや、こどもの意見を聴取し、施策・事業に反映させる仕組みの構築を図ります。

また、困難な状況に直面しているこどもたちが、気軽に相談でき、必要な支援を受けられる支援体制の構築に努めます。

〔主な取組〕 ①・・・本計画から新規で位置付けた事業、②・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
児童の権利に関する啓発	こどもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「こどもの権利条約」や「こども基本法」の趣旨等についての啓発・普及に努める。	こども支援課
児童の権利の保護①	虐待の被害やヤングケアラー等の様々な困難に直面するこどもたちが、気軽に相談できる関係窓口等の周知・啓発に努める。	こども支援課
こどもの意見表明権の確保①	こどもたちからも気軽に意見や要望をもらえるよう、「市長への手紙・ファックス・メール」の周知チラシについて、こども向けのアレンジを加える。	秘書広報課
	児童センターに意見箱を設置するとともに、アンケートを行い、こどもたちから自由に意見や要望を述べる機会を提供し、事業や運営に反映する。	こども支援課
学校教育における人権教育の推進①	学校教育において、すべてのこどもが自らが持つ権利について学び、自らを守る方法や困難を抱えた時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。	教育支援課
	教員等を対象とする各種研修・会議等を通じて、こどもの権利条約やこども基本法等について周知・啓発を行う。	教育支援課

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策２ こどもの心身の健康づくりの推進

〔施策の方向性〕

母子保健事業や学校教育等を通じて、こどもの健康状態の早期発見・把握に努めるとともに、こども及び保護者に対し、心身の健康に関する意識啓発や指導・助言、相談支援、各種教室の開催等を行います。

〔主な取組〕 ①・・・本計画から新規で位置付けた事業、②・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
乳幼児健康診査及び歯科検診の充実	乳幼児を対象に健康診査及び歯科健診を実施し、発育・発達状況の確認、疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図る。	保健センター
1歳6か月児健康診査事後指導（ころころクラブ）	1歳6か月児健康診査後の、継続的な支援が必要な幼児及びその保護者に対し、集団遊びや個別相談を実施する。	保健センター
乳幼児の栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談、指導及び食育啓発を行い、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりや食育の支援を行う。	保健センター
児童・生徒の健康の維持及び増進	市立小・中学校において、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談を実施する。	学務課
思春期保健に関する相談の実施	学童期・思春期の健康課題に関する相談や周知啓発を行う。	保健センター 教育相談センター
健全な食生活や食品ロス削減等を含めた食育事業の推進	市内幼稚園・保育園のこどもとその保護者に対し、栄養士によるエプロンシアター（エプロンを舞台にした人形劇）を行うことにより、日常の正しい食習慣を形成する。	保育課 保健センター
	乳幼児健診や育児学級等において、保護者に対して望ましい食生活及び食育に関する情報を提供する。	保健センター
	市内小・中学校では、朝食欠食率の減少を目指し、栄養等について学ぶ場の充実を図る。また、保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報提供を行う。	教育支援課
体力低下予防及び運動を通じた人間形成の取組	指定管理者制度による事業受託者と連携し、幼児期から学童期における体力低下予防や、運動を通じた人間形成を築くことを目的とした体操教室を開催する。	生涯学習スポーツ課

名称	施策の概要	担当課
児童センター事業の充実	指定管理者制度による事業受託者と連携し、こどもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。また、プログラムの策定に当たっては、こどもの参画を推進する。	こども支援課

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策３ 幼児教育・保育の充実

【施策の方向性】

質の高い幼児教育・保育の推進及び安全・安心な教育・保育環境の整備を推進するとともに、障がい児や外国にルーツを持つこどもなど配慮が必要なこどもへのきめ細かな対応がとれる体制の強化を図ります。また、小学校への円滑な移行に向けた取組を推進します。

【主な取組】 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
保育園における幼児教育の充実	保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図る。	保育課
幼保小交流研修会の充実	小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について幼稚園、保育園及び小学校の職員が協議する。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。	保育課 教育支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施⑨	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度を実施する。	保育課
保育施設における加配職員への補助	障がい児など配慮が必要なこどもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	保育課
医療的ケア児の受入れを行う保育施設に対する支援⑨	医療的ケア児の受入れのために看護師等の配置を行う保育施設への補助を行う。	保育課
外国にルーツを持つこども等への支援	海外から帰国したこどもや、外国籍のこどもたちが教育・保育施設を円滑に利用できるよう、教育・保育施設を運営する事業者や、幼稚園教諭、保育士に対して、通訳ボランティアの紹介や、外国の文化・習慣・指導上の配慮すべき点に関する研修を実施する。	保育課
保育サービス評価の仕組みの導入検討	保育サービスの評価等の仕組みの導入について、検討を進める。	保育課

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策４ きめ細かな学校教育の充実

〔施策の方向性〕

個別最適で協働的な学びができる質の高い教育への取組や地域資源を活かした特色ある学校教育の推進、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導により、豊かな心や健やかな体、確かな学力をバランスよく身に付けることのできる教育を推進します。

〔主な取組〕 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
小学校第１学年への副担任の配置	児童の基本的な学習指導や生活習慣の確立を図るため、小学校第１学年の学級に副担任を配置する。	学務課
国際理解教育及び環境教育の推進	外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。	教育支援課
	自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。	教育支援課
教育相談事業の充実	学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	教育相談センター
教育的支援が必要な生徒への配慮	通常学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について、指導及び助言する巡回相談カウンセラーを学校に派遣する。	教育相談センター
登校支援が必要な生徒への配慮	教育相談員と学校カウンセラーが電話・来室相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行う。	教育相談センター
	地域の大学の臨床心理系学部等と連携することにより、大学生をピア・サポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童・生徒、集団不応児童・生徒への支援活動を行う。また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。	教育相談センター
学校に行きづらい・教室に居づらい生徒への支援⑨	不登校児童・生徒の支援として、「教育支援ルーム（ふれあいルーム・とことこぶらすのへや）」を設置する。また、学校に登校できているが、教室に居づらい子への支援として「校内支援ルーム」を設置する。	教育相談センター

名称	施策の概要	担当課
いじめ等の青少年の問題行動への対策	いじめ等の青少年の問題行動へ対応するために、各中学校にさわやか相談室を開設し、相談活動を行う。また、いじめ防止対策として、スクールロイヤーや埼玉県教育委員会 生徒指導課を講師とした研修会を開催する。	教育相談センター

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策5 こどもの居場所づくりの推進

【施策の方向性】

こどもたちが、安全に安心して過ごすことのできる居場所の充実を図ります。また、様々な地域資源を活用し、関係団体等と連携しながら、多様な学びや体験活動、幅広い交流等ができる身近な地域の居場所づくりを促進します。

【主な取組】 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
こどもの放課後居場所づくりの推進	小学校施設（教室や校庭など）を活用し、地域の方々の協力を得ながら、こどもたちが安全・安心に集える居場所をつくる。学習や遊び、体験・交流活動などの機会を提供することにより、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	生涯学習スポーツ課
子どもの放課後居場所づくり事業における特別な配慮を必要とする児童の受入れ	障がいのある児童や虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことのできる居場所を提供する そのために、特別な配慮を必要とする児童の保護者や学校等と話し合いを行うとともに、知識の習得を図るための研修を実施する。	生涯学習スポーツ課
放課後児童保育室事業の内容の充実	「遊びの場」、「生活の場」としての役割を向上させるため、外部の専門家や地域のボランティア団体を招き、読み聞かせや紙芝居などのイベントを実施する。 また、こうした取組を地域に広く周知するため、年間スケジュールや実施結果を市ホームページにおいて公表する。	保育課
放課後児童保育室と子どもの放課後居場所づくり事業の連携	放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるように、放課後児童保育室及び放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の整備を計画的に進め、両事業を実施する同一小学校において、校庭を始めとする共有活動スペースでの相互見守りによって遊び等の活動や合同避難訓練を実施する。	保育課
	教育委員会、福祉部局及び両事業関係者などを委員等とする運営委員会、実行委員会及び意見交換会を定期的に開催し、情報共有・連携の強化を図る。	生涯学習スポーツ課

名称	施策の概要	担当課
児童遊園、公園の整備・充実	こどもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図る。	みどりと公園課
こどもの居場所づくりの活動支援 ^新	NPO法人やボランティア団体等が、地域の交流促進や孤食の改善、経済的に苦しい家庭のこどもなどに対する食事の提供などを目的に行う「こども食堂」等の「こどもの居場所」の設置や活動に当たって、情報提供や広報支援等を行う。	こども支援課
児童センター事業の充実 ^国	指定管理者制度による事業受託者と連携し、こどもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。また、プログラムの策定に当たっては、こどもの参画を推進する。	こども支援課

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策6 児童虐待防止対策の強化

〔施策の方向性〕

親同士が気軽に参加、交流できる機会の提供や困難な状況にある妊産婦や保護者に対する切れ目のない寄り添った支援を行い、虐待予防に努めます。また、虐待の早期発見及び適切な対応がとれるよう、関係機関の連携を強化します。

〔主な取組〕 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
こども家庭センターの設置・運営⑨	児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健法による「子育て世代包括支援センター」の両機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置・運営する。	こども支援課 保健センター
養育に関する訪問支援	子の養育に関して特に支援が必要である家庭を訪問し、育児、家事などの支援を行う。	こども支援課
要保護児童に対する支援	要保護児童対策地域協議会でこどもや家族への援助の方法や対策を協議し、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関が連携して適切な対応を図る。	こども支援課 保健センター 教育相談センター
	児童虐待の防止及び対応のための効果的な援助方法等を協議し、実践するため、支援者向けの研修を実施する。	こども支援課
	民生委員・児童委員などが参加する学校懇談会で情報交換を行い、地域での要保護児童の見守りなどで連携を図る。	教育支援課
里親家庭への支援	養育技術の向上及び会員の交流を図るため、所沢児童相談所と協力し、里親に対して研修や交流の場を提供する。	こども支援課
虐待防止のための各種取組	地域子育て支援センターや、利用者支援事業などの取組により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援することで、児童虐待を予防する。	こども支援課 保健センター
CCPA 版親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム⑨	保護者がこどもの気持ちや具体的な関わりを学び、親としての自信を育て、自己肯定感を育むプログラム（CCPA 版親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム）を実施する。このプログラムを通じて児童虐待を予防する。	こども支援課

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策7 発達支援・障がい児施策の充実

〔施策の方向性〕

乳幼児健診等を通じて障がいの早期発見や発達の状況の把握、こどもの発達や障がいに関する知識の普及や理解促進を図るとともに、年齢や障がいの状況にあったきめ細かな相談支援や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

〔主な取組〕 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
育児、養育に関する支援	育児、養育や成長に伴って発生する問題等について、専門の相談員が相談に応じる。	こども支援課
	3歳児健康診査の会場で保護者からの相談に応じる。	こども支援課
	保健センターで実施する健康診査（1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査）を視察し、乳幼児の発達を知り、乳幼児保育に役立てる。	保育課
障がいのあるこども達への教育・保育事業の充実	保育、教育、福祉、保健、医療の連携を強化し、障がいのあるこどもが地域の保育園、学校に通い、共に育つことができるよう、学ぶ環境の整備を図るとともに、施設と心のバリアフリー化を推進する。	障がい者福祉課 児童発達支援センター 保育課 教育総務課 教育相談センター
	障がいのあるこどもや共に育つことの重要性について、教職員の理解を深めるために研修会等を開催する。	教育相談センター
	障がい児保育の充実を図るとともに、障がい児保育をめぐる諸問題についての研究・協議を進める。	保育課
	福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに、教育相談センターでは、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。	障がい者福祉課 こども支援課 保育課 保健センター 教育相談センター
地域における障がい児への総合的な支援	地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センター（アシタエール）において、障がい児通所支援事業及び早期療育教室を実施する。また、保育施設や学校等に通う障がい児を支援するための訪問事業や、保護者からの相談に対応する体制を整備する。	児童発達支援センター

名称	施策の概要	担当課
公立保育園との交流事業	児童発達支援センター（アシタエール）に通う子どもたちが、保育園の大きい集団の中で生活体験を広げるため、生活する地域の公立保育園の希望するクラスの保育に参加する。	保育課
保育施設における加配職員への補助 ^国	障がい児など配慮が必要な子どもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	保育課
医療的ケア児の受入れを行う保育施設に対する支援 ^新 ^国	医療的ケア児の受入れのために看護師等の配置を行う保育施設への補助を行う。	保育課
地域における医療的ケア児の支援体制の整備	保育、教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携を図るための協議の場（新座市医療的ケア児支援事業検討会議）にて、医療的ケア児が適切な支援を得られるよう支援体制の整備を進める。	障がい者福祉課 保健センター
発達障がい者支援員の育成	埼玉県が実施している発達障がいの専門研修に保育、福祉、保健等の職員が参加することにより、発達障がいに関する各種相談に対応できる発達支援マネージャーを育成する。	障がい者福祉課
放課後児童保育室における障がいのある子どもの受入れへの配慮	保護者や学校にヒアリングを行い、支援員の加配の必要性の検討を行うとともに、円滑な受入れを行うため、支援員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を実施する。	保育課
発達に課題がある子どもへの学校における支援	すべての市立小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、発達障がいなどの課題を抱える生徒を支援したり、関係機関との連携を図る。	教育相談センター
市立小・中学校への介助員の配置	肢体不自由で車椅子等を使用する児童・生徒が学校生活を円滑に送るために介助員を配置する。	教育相談センター
市立小・中学校への医療的ケア児のための学校看護師の配置 ^新	医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校生活を円滑に送るために学校看護師を配置する。	教育相談センター

基本目標Ⅰ すべてのこどもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

基本施策８ こどもの貧困対策の推進

〔施策の方向性〕

生活困窮世帯のこども等に対する地域における学習支援や基本的な生活習慣の習得等の生活支援に加え、地域における居場所づくり、就学援助等を通じた教育の機会均等の保障を図ります。また、ひとり親家庭に対する自立支援や経済的支援を行います。

〔主な取組〕 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもへの支援	生活困窮状態の世帯のこどもの学びをサポートするため、学習支援事業を実施する。	生活支援課
	被保護世帯等のこどもが健全に育成されるよう、生活習慣や育成環境の改善等を支援するため、子ども育成支援相談員を配置する。	生活支援課
こどもの居場所づくりの活動支援⑨⑩	NPO法人やボランティア団体等が、地域の交流促進や孤食の改善、経済的に苦しい家庭の子どもなどに対する食事の提供などを目的に行う「こども食堂」等の「こどもの居場所」の設置や活動に当たって、情報提供や広報支援等を行う。	こども支援課
ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭に関する相談に応じ、関係機関の紹介などを行う。	こども支援課
ひとり親自立支援プログラムの策定	ひとり親家庭の母又は父の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。また、必要に応じて生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。	こども支援課
ひとり親家庭への就業支援	雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格のないひとり親家庭の母又は父に対し、就職に必要な資格などを得るための教育訓練講座受講費用の一部を支給する。また、ひとり親家庭の母又は父の就労に直結する資格取得を促進するため、6月以上養成機関などで修業する場合に、生活を支援する目的で給付金を支給する。	こども支援課
就学に掛かる経費の援助	経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費(学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等)を支給する。	学務課

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長できることを応援するために

基本施策１ 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援

〔施策の方向性〕

妊娠・出産時の健康管理や乳幼児の健全な発育・発達に向け、保健師や助産師等の専門職による指導・助言等を行います。また、関係機関の連携を強化し、それぞれの家庭や一人ひとりの状況に寄り添った切れ目のない包括的な支援の充実を図ります。

〔主な取組〕 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
こども家庭センターの設置・運営⑨⑩	児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健法による「子育て世代包括支援センター」の両機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置・運営する。	こども支援課 保健センター
母子健康手帳交付時の助産師による面談	保健センターでの妊娠届出時に保健師、助産師が面談を行い、妊婦の悩みや不安を把握することで妊娠初期からの支援につなげる。	保健センター
父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方など父親向けの育児情報を提供する。	保健センター
妊婦健康診査受診費用の負担軽減	妊婦健康診査の受診率を高めることを目的に、妊娠届出時に、母子健康手帳と併せて１４回分の妊婦健康診査助成券を交付する。	保健センター
産前・産後期のサポートの充実	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、看護師、保健師、助産師等の専門職が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。また、地域の母親同士の交流を促し、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し（孤立感の解消）、安心して妊娠期を過ごして、育児に臨めるようサポートする。	保健センター
	出産後から生後２か月未満のこどものいる家庭を対象に、沐浴や授乳等の育児に関わるサポートを行う。	こども支援課
	親族などから家事の援助を受けられない出産直後のお母さんを対象に、ホームヘルパーを派遣し、日常の家事援助を行う。	こども支援課

名称	施策の概要	担当課
第1子を迎える家庭への支援	第1子出産予定の母親とその家族を対象に、妊娠、出産、育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりに寄与する	保健センター
	生後2～4か月の第1子を持つ保護者を対象に、育児に関する知識や地域の情報を学ぶ場を提供する。	保健センター
	夫婦が協力して出産、育児に臨めるよう父親の育児参加を促進する。	保健センター
乳児がいるすべての家庭への訪問サポート	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や母親の体調に関する相談及び母子保健サービスの情報提供を行う。	保健センター
乳幼児に関する相談の充実	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士がこどもの発育・発達、育児、栄養や歯みがきのことなどの相談に応じる。	保健センター
乳幼児健康診査時の絵本の配布	絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんや保護者にメッセージを伝えながら絵本をプレゼントする。	中央図書館
子育て支援に関する総合案内	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携の体制づくりを行う。	こども支援課
双子、三つ子などの多胎児の親への支援	多胎児育児に関する情報や交流の場を提供する。	保健センター
	産後育児サポート事業や子育て支援ヘルパー派遣により、多胎児の子育てを支援する。	こども支援課

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長できることを応援するために

基本施策２ 多様な保育サービス・子育て支援の充実

【施策の方向性】

安心してこどもを預けることができ、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、関係機関等と連携し保育人材の確保に努めながら、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、地域ぐるみでの子育て支援を推進します。

【主な取組】 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
待機児童解消に向けた取組	待機児童解消のため、定員が不足している年齢層等を把握し、ニーズに合わせた施設整備を行う。	保育課
保育士確保のための取組	保育士確保のため、保育士就職相談会や、処遇改善等の取組を実施する。	保育課
幼稚園における長時間預かりの促進	幼稚園利用の推進、保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し、人件費等の補助を行う。	保育課
延長保育の充実	保護者のニーズに対応するため、延長保育の充実を図る。	保育課
休日保育の充実	休日の保育の需要に対応するため、保育園における休日保育事業の充実を図る。	保育課
教育・保育施設における一時預かり事業の充実	保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実を図る。	保育課
病児・病後児保育の充実	病後児保育事業の充実を図るとともに、病児を対象とした預かり事業の導入を検討する。	保育課
産休明け保育の充実	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。	保育課
夜間の預かり事業の実施検討	保護者の就労などにより、夜間の保育を必要とする子育て家庭のために夜間預かり事業の実施を検討する。	保育課
こどもの短期間の預かり事業の実施検討	保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が困難になったこどもを対象とした短期間預かり事業の実施を検討する。	こども支援課
認定こども園等への移行を目指す私立幼稚園における預かり保育の促進支援	幼保連携型認定こども園等への移行を見据え、私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費に対する補助を行う。	保育課

名称	施策の概要	担当課
家庭保育室委託事業の実施	緊急的な保育施設の利用希望があった場合など、突発的な保育の受け皿となる家庭保育室への保育事業の委託を実施する。	保育課
子育て相互援助活動の充実	ファミリー・サポート・センターに登録している会員同士で子どもの送迎や預かりなどの援助を行う。すべての援助希望に対応できるよう、援助会員の拡充を図る。	こども支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 ^新 国	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度を実施する。	保育課
保育施設における加配職員への補助 ^国	障がい児など配慮が必要なこどもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	保育課
外国にルーツを持つこども等への支援 ^国	海外から帰国したこどもや、外国籍の子どもたちが教育・保育施設を円滑に利用できるよう、教育・保育施設を運営する事業者や、幼稚園教諭、保育士に対して、通訳ボランティアの紹介や、外国の文化・習慣・指導上の配慮すべき点に関する研修を実施する。	保育課
保育サービス評価の仕組みの導入検討 ^国	保育サービスの評価等の仕組みの導入について、検討を進める。	保育課

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長できることを応援するために

基本施策３ 子育て相談・家庭教育支援の充実

〔施策の方向性〕

身近な場所で相談できる場の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、必要な人を必要な支援につなげる寄り添った包括的な相談支援を行います。また、講座・教室等の開催を通じて、家庭教育の重要性に対する啓発や学ぶ機会を提供します。

〔主な取組〕 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
地域における子育て相談及び交流拠点の充実	乳幼児とその保護者、妊婦同士の交流や、子育てについての相談、助言等の支援を行う地域子育て支援センターの充実を図る。	こども支援課
重層的支援体制整備事業の実施⑨	子育て家庭を含め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施する。	福祉政策課
こども家庭センターの設置・運営⑨⑩	児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健法による「子育て世代包括支援センター」の両機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置・運営する。	こども支援課 保健センター
乳幼児に関する相談の充実⑩	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士がこどもの発育・発達、育児、栄養や歯みがきのことなどの相談に応じる。	保健センター
1歳6か月児健康診査事後指導（ころころクラブ）⑩	1歳6か月児健康診査後の、継続的な支援が必要な幼児及びその保護者に対し、集団遊びや個別相談を実施する。	保健センター
乳幼児の栄養相談・栄養指導の実施⑩	乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談、指導及び食育啓発を行い、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりや食育の支援を行う。	保健センター
思春期保健に関する相談の実施⑩	学童期・思春期の健康課題に関する相談や周知啓発を行う。	保健センター 教育相談センター

名称	施策の概要	担当課
育児、養育に関する支援 圏	育児、養育や成長に伴って発生する問題等について、専門の相談員が相談に応じる。	こども支援課
子育て関連講座の充実	乳幼児期のこどもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。	こども支援課 中央公民館
	小・中学校入学前のこどもを持つ保護者に対し「就学時健康診断」や「入学説明会」等の機会を利用して、家庭教育や思春期に関する情報を提供し、家庭の教育力の向上を図る。	こども支援課

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長できることを応援するために

基本施策4 ひとり親支援の充実

〔施策の方向性〕

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、経済的負担の軽減に向けた各種手当等の支給を行います。

〔主な取組〕 ①・・・本計画から新規で位置付けた事業、②・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
ひとり親家庭相談の充実②	ひとり親家庭に関する相談に応じ、関係機関の紹介などを行う。	こども支援課
保護が必要な母子家庭への支援	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭又は母子に準じる家庭に対して母子生活支援施設への入所措置を行う。	こども支援課
ひとり親自立支援プログラムの策定②	ひとり親家庭の母又は父の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。また、必要に応じて生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。	こども支援課
ひとり親家庭への就業支援②	雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格のないひとり親家庭の母又は父に対し、就職に必要な資格などを得るための教育訓練講座受講費用の一部を支給する。また、ひとり親家庭の母又は父の就労に直結する資格取得を促進するため、6月以上養成機関などで修業する場合に、生活を支援する目的で給付金を支給する。	こども支援課
ひとり親家庭等に対する経済的支援	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費の一部を支給するとともに、児童扶養手当を支給する。	こども給付課
就学に掛かる経費の援助②	経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費（学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等）を支給する。	学務課

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長できることを応援するために

基本施策５ 子育てしやすい環境の整備

〔施策の方向性〕

子育て家庭の親が、地域の中で様々な活動に参加しやすい環境やこども連れでも外出しやすい環境や遊び場等の整備、医療体制の充実、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組等を推進します。また、情報誌やSNS等を活用し、子育てに関する情報をわかりやすく発信します。

〔主な取組〕 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
子育て情報の提供	子育て中の親に必要な様々な情報（子育て支援サービス、公共施設、幼稚園・保育園等）を掲載した「子育て情報誌」を発行するとともに、ホームページやLINE等で子育てに関する情報を発信する。	こども支援課
	子育てに関する様々な資料を集約した「子育て支援コーナー」を図書館に設置する。	中央図書館
子育てサークル等への活動の支援	公民館、児童センター、集会所などにおいて、子育てサークルが活動する場所を提供する。	地域活動推進課 こども支援課 中央公民館
子育て家庭への優待カードの配布（パパ・ママ応援ショップ事業）	妊娠中又は18歳未満のこどもがいる家庭に対して、協賛店舗で商品割引等が受けられる優待カードを配布するとともに、事業に協力をする協賛店舗の受付を行う。	こども支援課
授乳及びおむつ替えスペースやキッズコーナーの提供	授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定するとともに、新たに公共施設を開設する場合は、キッズコーナーの設置を検討する。	こども支援課
講座等における預かり保育の実施	子育て中の親が講座や体育教室に参加しやすいように、預かり保育を実施する。	生涯学習スポーツ課 中央公民館
乳幼児親子が参加しやすいプログラムの提供	乳幼児連れの親子が気兼ねなく図書館を利用できるように「赤ちゃんタイム」を設け、絵本を通して親子のふれあいを深めるよう絵本の紹介や読み聞かせを行う。	中央図書館
	乳幼児連れ親子を対象としたプラネタリウム上映会を開催する。	こども支援課
児童遊園、公園の整備・充実⑩	こどもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図る。	みどりと公園課

名称	施策の概要	担当課
小児医療の充実	夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するため、小児救急医療支援事業としての当番病院に対し、運営費の一部を補助する。	保健センター
医療情報の提供	広報紙及び市ホームページなどで休日診療・救急病院等の情報を提供する。	保健センター
男女共同参画意識の啓発	就業の場における男女共同参画意識の醸成と浸透を図るため、事業所に対して啓発を行う。また、男女共同参画に関する諸情報を提供するとともに、市民の意識高揚と理解を図るため講座や講演会等を開催する。	人権推進室
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び市職員に対して啓発を行う。	人事課 産業振興課

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、こどもと共に成長できることを応援するために

基本施策6 経済的支援の充実

〔施策の方向性〕

各種手当・助成等の支給及び制度の周知等を行うとともに、子育て家庭の実情を踏まえ、教育・保育や医療等にかかる経済的支援の充実に努めます。

〔主な取組〕 ①・・・本計画から新規で位置付けた事業、②・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
幼児教育・保育の無償化 ①	認可保育所や幼稚園のほか、認可外保育施設等（認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業等）の利用料（保育料）について給付を行う。	保育課
こども医療費の助成	安心して医療を受けられるよう、こどもに対する医療費の一部を支給する。	こども給付課
児童手当の支給	家庭等における生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育する方に児童手当を支給する。	こども給付課
ひとり親家庭等に対する経済的支援②	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費の一部を支給するとともに、児童扶養手当を支給する。	こども給付課
就学に掛かる経費の援助②	経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費（学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等）を支給する。	学務課
妊婦のための支援給付 ①	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦支援給付金を支給する。	保健センター
実費徴収に係る補足給付事業①	私立幼稚園（私学助成を受ける幼稚園）が、利用する児童の保護者から実費徴収することができることとなっている食材料費（副食費）について、低所得世帯等を対象に費用の一部を助成する。	保育課
多様な集団活動の利用支援①	幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、満3歳児以上の小学校就学前の児童について、対象施設の利用料（保育料）について給付を行う。	保育課

基本目標Ⅲ 地域でこどもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

基本施策１ 地域における子育て支援ネットワークづくり

〔施策の方向性〕

地域で様々な分野において子育て支援活動を主体的に行っている各種団体やボランティア等の活動を支援し、その活性化を図るとともに、団体同士の交流・連携を促進するための取組を推進します。

〔主な取組〕 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
保育園における地域との交流	保育園の園庭を開放し、保育園のこどもと地域のこどもがふれあひながら遊び、交流を図る。	保育課
	地域の親子や高齢者が、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、保育園のこどもと交流を図る。	保育課
幼保小交流研修会の充実⑩	小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について幼稚園、保育園及び小学校の職員が協議する。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。	保育課 教育支援課
民生委員・児童委員による児童健全育成の取組	地域のこども及び妊産婦が安心して暮らせるように、民生委員・児童委員が相談に応じるとともに、見守りや適切なサービスへの橋渡しを行う。	福祉政策課
	主任児童委員連絡会議の開催、児童福祉部会での子育てに関する講演会や児童施設の視察研修などにより、児童の健全育成に関わる委員の資質向上を図る。	福祉政策課
	3年に1度の一斉改選後には、活動内容（子育て支援ほか）を紹介する「民生委員・児童委員だより」を各家庭に配布する。	福祉政策課
P T A・保護者会連合会活動への支援	市内公立小・中学校の保護者及び教職員が一体となり、児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を図ることを目的とした「新座市P T A・保護者会連合会」の様々な活動を支援する。	生涯学習スポーツ課
学校・保護者・地域による学校づくりの推進（コミュニティ・スクール）	地域ぐるみで児童の安全・健全育成を目指し、学校評議員、P T A、学校応援ボランティア団体等の活性化を進め、学校を総合的に支援する学校運営協議会の充実に取り組む。	学務課

名称	施策の概要	担当課
保護者・地域住民によるボランティア活動の推進（学校応援団）	学校において学習活動、安心・安全確保、環境整備などを行う保護者・地域住民によるボランティア活動を推進する。	教育支援課
住民による支えあいの仕組づくり	既存の社会資源を活用しながら、「自助」「互助」を基本としたこども、高齢者、障がい者等、誰もが関わる住民主体による生活支援が創出されるよう「生活支援コーディネーター」の配置等の取組を行う生活支援体制整備事業を実施する。	福祉政策課
食生活改善推進員協議会活動への支援	健康づくり及び食育を推進している食生活改善推進員協議会の活動を支援する。	保健センター
食育推進リーダーの活動への支援	地域での食育を推進している、にいざ食育推進リーダーの活動を支援する。	保健センター

基本目標Ⅲ 地域でこどもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

基本施策２ 多様な体験・交流活動の促進

〔施策の方向性〕

関係団体等との連携・協力のもと、こどもが地域の中で多様な体験や交流をすることができる機会の充実を図ります。

〔主な取組〕 ①・・・本計画から新規で位置付けた事業、②・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
青少年団体への助成	子ども会連合会等の青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的とした活動団体に対して助成を行う。	生涯学習スポーツ課
地域における学校外活動（新座っ子ぱわーあっぷくらぶ）の運営	地域の教育力の活性化とこどもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験、社会体験、スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。	生涯学習スポーツ課
キャリア教育に関する「体験学習事業」の推進	こどもたちが社会生活を営む上で必要な人間性の向上を図るため、生き方の確立を目指す進路指導及びキャリア教育に取り組む。	教育支援課
児童センター事業の充実②	指定管理者制度による事業受託者と連携し、こどもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。また、プログラムの策定に当たっては、こどもの参画を推進する。	こども支援課
知的好奇心を伸ばす取組の推進	市内大学やNPO等と連携して、「子ども大学にいざ」を開講し、こどもの知的好奇心を満足させる学びの場を提供する。	生涯学習スポーツ課
	文化芸術活動にこどもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。	生涯学習スポーツ課

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

基本施策３ 安心して暮らせる環境の整備

〔施策の方向性〕

子どもとその保護者が安心して暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設や道路の整備を進めます。また、子どもたちが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、交通安全や情報教育、非行防止等の推進・啓発に取り組むとともに、地域における防犯活動を促進することで、犯罪等が起きにくい環境づくりを推進します。

〔主な取組〕 ⑨・・・本計画から新規で位置付けた事業、⑩・・・他の基本施策において既に掲載されている事業

名称	施策の概要	担当課
公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	埼玉県福祉のまちづくり条例の規定に基づき、道路や公共施設のユニバーサルデザイン化を進める。	道路河川課
	障がいのある児童・生徒に対応するため学校施設のバリアフリー化を進める。	教育総務課
授乳及びおむつ替えスペースやキッズコーナーの提供⑩	授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定するとともに、新たに公共施設を開設する場合は、キッズコーナーの設置を検討する。	こども支援課
交通安全推進・啓発の取組	市内通学路の交差点等に交通指導員を配置する。	教育支援課
	小学１年生全員を対象に交通安全教室を実施する。	交通政策課
	元気の出るまちづくり出前講座として幼稚園、保育園、小・中学校等の要望に応じて交通安全教室を開催する。	交通政策課
	交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を実施する。	交通政策課
交通事故防止等の取組	交通事故等の防止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置するとともに、道路照明灯を整備する。	交通政策課
	交通事故等の防止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置するとともに、道路照明灯を整備する。	道路管理課
	生活道路での安全確保のため、新座警察署と連携し、車両の進入抑制、速度抑制を図る。	交通政策課

名称	施策の概要	担当課
市立小・中学校学校防災マニュアルの活用	災害時における学校の教職員、児童・生徒の基本行動について、マニュアルを活用して共通理解を図る。	教育支援課
非行防止等の児童健全育成事業の充実	非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じた健全育成対策を推進する。また、こどもの権利を侵害する児童買春、児童ポルノ等を防止するための意識啓発を図る。	生涯学習スポーツ課
情報モラル教育の推進	市立小・中学校において、情報モラル教育や情報リテラシー教育を推進する。	教育支援課
防犯対策の充実	安心・安全なまちづくりのため、警察、学校、地域の市民などと連携し、学校付近のパトロール活動を実施する。	生涯学習スポーツ課 教育支援課
	P T A保護者会、町内会の防犯活動を支援するとともに、防犯灯を設置・管理する町内会に補助金を交付する。	危機管理室 地域活動推進課
学校における安全管理の取組	市立小・中学校で作成した危機管理マニュアルに基づき、学校の安全管理を図る。 また、不審者対応について、「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」を記載するよう周知、徹底する。	教育支援課

第4部

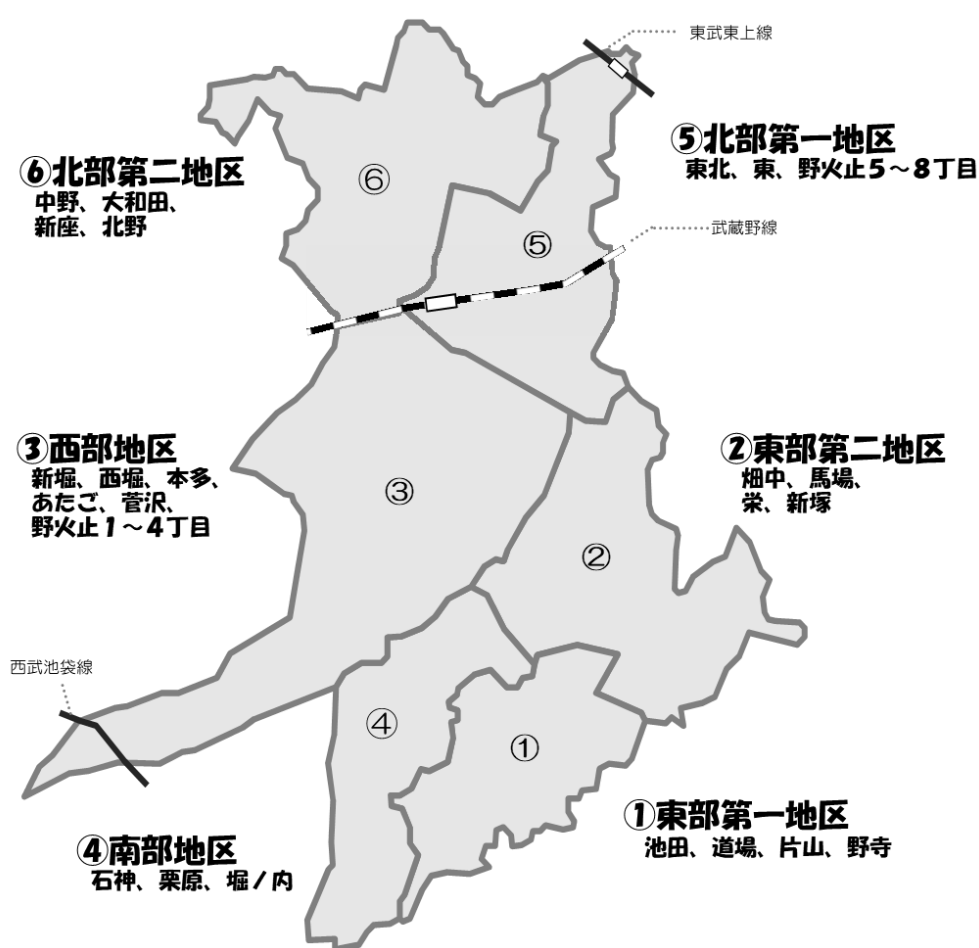
量の見込みと確保方策

第1章 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとしています。

本計画では、「幼児期の学校教育・保育の事業量」は民生委員・児童委員協議会の活動区域や地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域である6区域、「地域子ども・子育て支援事業の事業量」は市全域（1区域）として、目標事業量及び提供体制を設定します。

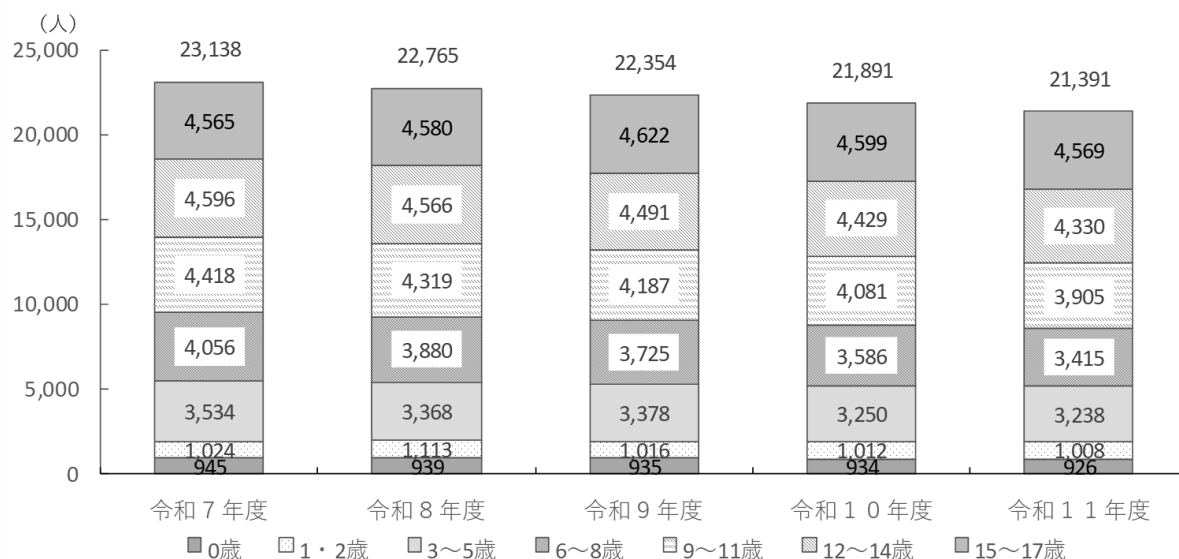
■本市における教育・保育提供区域



第2章 こどもの人口推計

(1) 市全体の推計

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から17歳までの子どもの人口を令和2年から令和6年の4月1日現在の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計しました。



単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	945	939	935	934	926
1歳	1,093	996	992	988	988
2歳	1,024	1,113	1,016	1,012	1,008
3歳	1,156	1,041	1,130	1,032	1,028
4歳	1,140	1,179	1,060	1,150	1,051
5歳	1,238	1,148	1,188	1,068	1,159
6歳	1,325	1,237	1,148	1,186	1,068
7歳	1,308	1,330	1,242	1,153	1,190
8歳	1,423	1,313	1,335	1,247	1,157
9歳	1,445	1,427	1,317	1,339	1,251
10歳	1,446	1,442	1,424	1,314	1,336
11歳	1,527	1,450	1,446	1,428	1,318
12歳	1,505	1,524	1,447	1,443	1,425
13歳	1,528	1,511	1,530	1,453	1,449
14歳	1,563	1,531	1,514	1,533	1,456
15歳	1,538	1,564	1,532	1,515	1,533
16歳	1,484	1,532	1,558	1,526	1,510
17歳	1,543	1,484	1,532	1,558	1,526
計	24,231	23,761	23,346	22,879	22,379

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 提供区域ごとの推計

① 東部第一地区

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
0歳	147	143	142	141	142
1歳	174	160	156	154	152
2歳	180	183	168	164	162
3歳	180	188	191	176	172
4歳	216	182	190	193	178
5歳	231	219	185	192	195
6歳	236	230	218	184	191
7歳	261	242	236	224	189
8歳	277	264	245	239	227
9歳	298	280	267	248	242
10歳	284	298	280	267	248
11歳	320	287	301	283	270
12歳	282	322	289	303	285
13歳	335	281	321	288	302
14歳	329	337	283	323	290
15歳	338	326	334	280	320
16歳	337	342	330	338	284
17歳	345	338	343	331	339
計	4,770	4,622	4,479	4,328	4,188

② 東部第二地区

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
0歳	108	107	103	100	96
1歳	105	113	112	108	105
2歳	110	108	116	115	111
3歳	161	110	108	116	115
4歳	152	170	116	114	122
5歳	161	153	171	117	115
6歳	160	154	146	163	112
7歳	142	157	151	143	160
8歳	152	142	157	151	143
9歳	155	151	141	156	150
10歳	164	153	149	139	154
11歳	165	163	152	148	138
12歳	172	165	163	152	148
13歳	159	172	165	163	152
14歳	141	159	172	165	163
15歳	139	141	159	172	165
16歳	148	137	139	157	170
17歳	158	147	136	138	156
計	2,652	2,602	2,556	2,517	2,475

③ 西部地区

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
0歳	200	200	201	201	200
1歳	227	210	210	211	211
2歳	233	232	215	215	216
3歳	236	240	239	222	222
4歳	246	244	248	247	229
5歳	235	249	247	251	250
6歳	292	237	251	249	253
7歳	253	291	236	250	248
8歳	286	254	292	237	251
9歳	262	288	256	294	239
10歳	258	261	287	255	293
11歳	256	261	264	290	258
12歳	283	254	259	262	288
13歳	284	285	256	261	264
14歳	281	284	285	256	261
15歳	298	284	287	288	258
16歳	285	293	279	282	283
17歳	244	287	295	281	284
計	4,659	4,654	4,607	4,552	4,508

④ 南部地区

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
0歳	122	119	116	113	109
1歳	139	124	121	118	115
2歳	119	135	121	118	115
3歳	159	119	135	121	118
4歳	135	158	118	134	120
5歳	151	133	156	116	132
6歳	178	150	132	155	115
7歳	171	179	151	133	156
8歳	224	170	178	150	132
9歳	226	225	171	179	151
10歳	219	226	225	171	179
11歳	226	218	225	224	170
12歳	200	225	217	224	223
13歳	235	202	227	219	226
14歳	230	232	199	224	216
15歳	216	230	232	199	224
16歳	187	212	226	228	196
17歳	210	185	210	224	226
計	3,347	3,242	3,160	3,050	2,923

⑤ 北部第一地区

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
0歳	221	222	223	226	227
1歳	256	234	236	238	242
2歳	236	259	237	239	241
3歳	253	240	264	241	243
4歳	256	254	241	265	242
5歳	279	257	255	242	266
6歳	296	286	264	262	248
7歳	312	296	286	264	262
8歳	315	311	295	285	263
9歳	321	316	312	296	286
10歳	323	323	318	314	298
11歳	365	323	323	318	314
12歳	370	368	326	326	321
13歳	334	372	370	328	328
14歳	372	338	376	374	332
15歳	346	371	337	375	373
16歳	336	348	373	339	377
17歳	374	336	348	373	339
計	5,565	5,454	5,384	5,305	5,202

⑥ 北部第二地区

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
0歳	147	148	150	153	152
1歳	192	155	157	159	163
2歳	146	196	159	161	163
3歳	167	144	193	156	158
4歳	135	171	147	197	160
5歳	181	137	174	150	201
6歳	163	180	137	173	149
7歳	169	165	182	139	175
8歳	169	172	168	185	141
9歳	183	167	170	166	183
10歳	198	181	165	168	164
11歳	195	198	181	165	168
12歳	198	190	193	176	160
13歳	181	199	191	194	177
14歳	210	181	199	191	194
15歳	201	212	183	201	193
16歳	191	200	211	182	200
17歳	212	191	200	211	182
計	3,238	3,187	3,160	3,127	3,083

第3章 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 保育にかかる施設型給付

【概要】

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けた子どもを預かり、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、保育等を行います。

■保育にかかる施設型給付の概要

特定教育・保育施設	市が条例で定める基準を満たしていると確認した教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)です。
特定地域型保育事業	市の認可を受けて、19人以下の少人数の単位で、0～2歳までのこどもの保育を行う事業で、次の類型があります。
小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
事業所内保育事業	事業主(企業)等が、主に満3歳未満の、従業員のこどものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合に、乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	1,791	1,259	197	1,707	1,258	196	1,712	1,196	195	1,647	1,192	194	1,641	1,189	193
提供体制②	1,921	1,250	290	1,918	1,218	288	1,916	1,218	288	1,911	1,218	288	1,911	1,218	288
特定教育・保育施設	1,920	963	230	1,917	965	228	1,915	965	228	1,910	965	228	1,910	965	228
特定地域型保育事業	0	274	56	0	240	56	0	240	56	0	240	56	0	240	56
認可外保育施設	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4
過不足②-①	130	▲9	93	211	▲40	92	204	22	93	264	26	94	270	29	95

【今後の方向性】

量の見込みについては、対象年齢人口の減少等に伴い、令和7、8年をピークに以降は緩やかに減少していく見込みです。年齢別では、1、2歳の需要が高く、令和7、8年度は供給体制が不足しますが、最終年度に向けては解消される見込みです。計画期間中は、待機児童解消に努めるとともに、多様な保育ニーズに応えられるよう質の高い保育サービスの提供に努めます。

【提供区域ごとの量の見込みと確保方策】

① 東部第一地区

単位：人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	203	135	21	192	131	21	185	122	21	184	120	20	179	119	21
提供体制②	170	66	17	170	66	17	170	66	17	170	66	17	170	66	17
特定教育・保育施設	170	61	15	170	61	15	170	61	15	170	61	15	170	61	15
特定地域型保育事業	0	5	2	0	5	2	0	5	2	0	5	2	0	5	2
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	▲33	▲69	▲4	▲22	▲65	▲4	▲15	▲56	▲4	▲14	▲54	▲3	▲9	▲53	▲4

② 東部第二地区

単位：人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	332	171	30	303	175	29	277	179	28	245	175	27	248	170	26
提供体制②	226	163	43	226	163	43	226	163	43	226	163	43	226	163	43
特定教育・保育施設	226	117	36	226	117	36	226	117	36	226	117	36	226	117	36
特定地域型保育事業	0	46	7	0	46	7	0	46	7	0	46	7	0	46	7
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	▲106	▲8	13	▲77	▲12	14	▲51	▲16	15	▲19	▲12	16	▲22	▲7	17

③ 西部地区

単位：人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	369	267	43	378	255	43	379	245	43	374	246	43	363	246	43
提供体制②	489	265	72	486	267	70	484	267	70	479	267	70	479	267	70
特定教育・保育施設	489	240	66	486	242	64	484	242	64	479	242	64	479	242	64
特定地域型保育事業	0	25	6	0	25	6	0	25	6	0	25	6	0	25	6
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	120	▲2	29	108	12	27	105	22	27	105	21	27	116	21	27

④ 南部地区

単位：人

	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	251	178	28	231	179	28	231	166	27	211	162	26	210	158	25
提供体制②	370	251	51	370	251	51	370	251	51	370	251	51	370	251	51
特定教育・保育施設	370	199	37	370	199	37	370	199	37	370	199	37	370	199	37
特定地域型保育事業	0	52	14	0	52	14	0	52	14	0	52	14	0	52	14
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	119	73	23	139	72	23	139	85	24	159	89	25	160	93	26

⑤ 北部第一地区

単位：人

	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	387	294	44	370	295	44	375	283	45	371	286	46	372	289	46
提供体制②	324	345	69	324	311	69	324	311	69	324	311	69	324	311	69
特定教育・保育施設	323	186	38	323	186	38	323	186	38	323	186	38	323	186	38
特定地域型保育事業	0	146	27	0	112	27	0	112	27	0	112	27	0	112	27
認可外保育施設	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4
過不足②-①	▲63	51	25	▲46	16	25	▲51	28	24	▲47	25	23	▲48	22	23

⑥ 北部第二地区

単位：人

	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	249	214	31	233	223	31	265	201	31	262	203	32	269	207	32
提供体制②	342	160	38	342	160	38	342	160	38	342	160	38	342	160	38
特定教育・保育施設	342	160	38	342	160	38	342	160	38	342	160	38	342	160	38
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	93	▲54	7	109	▲63	7	77	▲41	7	80	▲43	6	73	▲47	6

(2) 学校教育にかかる施設型給付

【概要】

満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育を提供します。保育時間は、教育標準時間（4時間）です。また、教育標準時間後に必要に応じ、預かり保育を実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	1,524	1,452	1,456	1,401	1,396
提供体制②	2,495	2,495	2,495	2,495	2,495
過不足②-①	971	1,043	1,039	1,094	1,099

【今後の方向性】

現時点で既存施設の定員に十分な余裕があり、今後の計画期間内においても市全域での需給の均衡が取れる見込みです。幼児教育・保育無償化により幼稚園の預かり保育事業も無償化の対象となるため、引き続き預かり保育の拡大等により、幼稚園の活用を推進します。

【提供区域ごとの量の見込みと確保方策】

① 東部第一地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	289	273	263	261	253
提供体制②	472	472	472	472	472
過不足②-①	183	199	209	211	219

② 東部第二地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	270	248	226	200	203
提供体制②	442	442	442	442	442
過不足②-①	172	194	216	242	239

③ 西部地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	240	247	246	243	235
提供体制②	393	393	393	393	393
過不足②-①	153	146	147	150	158

④ 南部地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	197	183	182	166	165
提供体制②	323	323	323	323	323
過不足②-①	126	140	141	157	158

⑤ 北部第一地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	246	236	238	236	236
提供体制②	403	403	403	403	403
過不足②-①	157	167	165	167	167

⑥ 北部第二地区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	282	265	301	295	304
提供体制②	462	462	462	462	462
過不足②-①	180	197	161	167	158

第4章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【概要】

基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

特定型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、市の窓口で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行います。

こども家庭センター型は、「母子保健型」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、子育て家庭に対する相談支援を一体的に実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目ない支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
基本型	3	3	3	3	3
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
提供体制②	5	5	5	5	5
基本型	3	3	3	3	3
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

基本型は、現行の市内3か所（北部、中央部、南部）を維持しつつ、多様なニーズに対応できるようサービスの質の向上に努めます。

特定型は、保育園の担当課窓口保育コンシェルジュを配置し、情報提供、助言等の必要な支援を行います。

こども家庭センター型は、母子保健と児童福祉が連携し、一体的な相談支援に努めます。

また、これらが連携して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。

(2) 時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,935	1,884	1,850	1,808	1,802
提供体制②	3,461	3,424	3,422	3,417	3,417
過不足②-①	1,526	1,540	1,572	1,609	1,615

【今後の方向性】

各保育所等において延長保育を実施し、引き続き保護者の利用希望に対応します。

(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、こどもの状況や発達段階を踏まえながら適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,625	1,592	1,540	1,503	1,449
1年生	503	492	477	466	450
2年生	468	459	443	433	416
3年生	386	378	366	357	344
4年生	263	258	249	243	234
5年生	3	3	3	3	3
6年生	2	2	2	2	2
提供体制②	1,638	1,742	1,742	1,742	1,742
過不足②-①	13	150	202	239	293

【今後の方向性】

量の見込みについては、対象年齢人口の減少等に伴い、令和7、8年をピークに以降は減少する見込みであるものの、入室児童の心身の健全育成を図るため、更なる保育環境の質の向上に努めます。

なお、利用児童の保護者が安心して就労できるよう現状の保育体制・開室時間の維持に努めます。

また、子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）と放課後児童保育室の双方を一体的に又は連携して実施することで、効果的なこどもたちの放課後の居場所の確保に努めます。5、6年生については、当面、特別な配慮が必要なこどもの受入れを実施しつつ、ココフレンドによる受入れを基本とすることで、放課後児童保育室の需要が高い低学年の受入れに対応していきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【概要】

ショートステイ事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等でこどもを短期間預かるものです。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、児童相談所の一時保護で対応しています。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりサービスで対応しています。

【量の見込みと確保方策】

■ショートステイ

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	18	18	18	18	18
提供体制②	18	18	18	18	18
過不足②-①	0	0	0	0	0

■トワイライトステイ

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	534	534	534	534	534
提供体制②	534	534	534	534	534
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

ショートステイ事業については、今後も児童相談所の一時保護で対応しつつ、他の方法を検討していきます。

トワイライトステイ事業については、今後も引き続きファミリー・サポート・センター事業において対応していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や産後の母親の体調に関する相談、母子保健サービスの情報提供を実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	945	939	935	934	926
提供体制②	945	939	935	934	926
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現在、里帰り出産の方への訪問も含め、ほぼ全ての家庭に訪問を実施しています。今後も保健師や助産師の訪問体制を整え、全戸訪問を継続します。

(6) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3	3	3	3	3
提供体制②	3	3	3	3	3
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

要保護児童対策地域協議会の構成機関等が速やかに調整機関に情報を集約するなど、関係機関との連携を図ることで養育支援を必要とする家庭を早期発見し、必要な支援を適切に行っていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【量の見込みと確保方策】

単位：人回、か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	61,621	61,559	62,261	62,522	68,390
提供体制②	61,621	61,559	62,261	62,522	68,390
実施か所数	11	11	11	11	12
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現行の体制を維持しつつ、多くの家庭が気軽に利用できるようサービスの向上と周知に努めます。

(8) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業の類型イメージ

類型	実施場所	利用対象	利用要件
幼稚園型	幼稚園・認定こども園	幼稚園・認定こども園（教育部分）に通っているこども	教育時間の前後、土・日等休日、長期休暇中など
一般型	保育園・一時預かり実施施設	定期的に保育を利用していないこども	仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合

【量の見込みと確保方策】

■幼稚園型

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	37,057	35,306	35,403	34,066	33,944
提供体制②	72,660	72,660	72,660	72,660	72,660
過不足②-①	35,603	37,354	37,257	38,594	38,716

■一般型

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	5,782	5,256	5,292	5,274	5,256
提供体制②	32,120	29,200	29,400	29,300	29,200
過不足②-①	26,338	23,944	24,108	24,026	23,944

【今後の方向性】

実施施設を増やし、受け入れ枠の拡充を目指すとともに、既に一時預かりを実施している施設についても、土曜日の一時預かりの実施を進めます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	48	48	49	48	49
提供体制②	968	964	972	968	980
過不足②-①	920	916	923	920	931

【今後の方向性】

病児保育事業については、医療機関等との連携により、病児対応型の設置を目指します。病後児保育事業については、需要を見守りながら、現状の提供体制の維持に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

こどもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員（利用会員）、その援助を行う会員（協力会員）からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	4,366	4,235	4,129	4,021	3,921
就学前児童	2,125	2,067	2,037	1,993	1,985
小学生	2,241	2,168	2,092	2,028	1,936
提供体制②	4,366	4,235	4,129	4,021	3,921
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

これまでの実績においては、ほぼ全ての援助希望に対応できています。援助希望が増加していることから、引き続き援助者（協力会員）の拡充に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	986	982	981	972	968
提供体制②	986	982	981	972	968
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

妊娠初期に妊娠の届出をすることで、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導につなげることが期待できるため、妊娠初期の届出の普及啓発を進め、本事業の推進を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

【概要】

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成する事業です。

市では、私学助成幼稚園の在園児の給食費の補助を行っています。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,404	1,378	1,383	1,363	1,378
提供体制②	1,404	1,378	1,383	1,363	1,378
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

引き続き対象家庭の支援に努めます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、満3歳児以上の小学校就学前の児童について、対象施設の利用料（保育料）の給付を行います。

【量の見込みと確保方策】

単位：人月

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	24	24	24	24	24
提供体制②	24	24	24	24	24
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

引き続き対象家庭の支援に努めます。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2,958	2,946	2,943	2,916	2,904
提供体制②	2,958	2,946	2,943	2,916	2,904
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに応じた必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援に努めます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3,961	18,744	17,160	16,896	16,896
0歳	512	5,016	5,016	5,016	5,016
1歳	1,304	6,864	6,864	6,600	6,600
2歳	2,145	6,864	5,280	5,280	5,280
提供体制②	3,961	18,744	17,160	16,896	16,896
0歳	512	5,016	5,016	5,016	5,016
1歳	1,304	6,864	6,864	6,600	6,600
2歳	2,145	6,864	5,280	5,280	5,280
過不足② - ①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

全てのこどもに適切な遊びと生活の場を与えるとともに、こどもと保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育て情報の提供や助言等を行うことで、子育て環境の充実を図ります。

(16) 産後ケア事業

【概要】

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	280	279	279	276	275
提供体制②	280	279	279	276	275
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

助産師が自宅に訪問し、授乳指導や育児、産後の相談を受け、出産直後の母親の心身のケアに努めます。

第5部

計画の推進

第1章 計画の推進

(1) 推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、関係機関との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

さらに、家庭や地域をはじめ、NPO、ボランティア、教育・保育施設の事業者、民間企業等と連携しながら、社会全体でこども及び子育て家庭等への支援を推進していきます。

(2) 計画の進捗管理・評価

本計画の実効性を高めるため、年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、新座市子ども・子育て会議において意見・提案をいただき、PDCAサイクルを活用した進捗管理を行います。



